

2013年11月22日

東京都北区長 花川與惣太 殿

2014年度（平成26年度）

# 北区予算編成に関する要望書

日本共産党北地区委員会

委員長 遠藤 久

日本共産党都議会議員

曾根 肇

日本共産党北区議員団

団 長 さがらとしこ

幹事長 八巻 直人

宇都宮 章

永井 朋子

野々山 研

福島 宏紀

本田 正則

八百川 孝

山崎たい子

## 日本共産党北区議員団

〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番地22号

電話 03-3908-7144 FAX 03-5993-0280

E-mail [kyoukita@kitanet.ne.jp](mailto:kyoukita@kitanet.ne.jp)

## はじめに

日頃から区政発展のためにご尽力頂いていることに、心より敬意を表します。

2013年度は、北区地域防災計画の改定、多床室を含む特養ホームの新規開設、高齢者あんしんセンターを拠点とした高齢者の見守り体制の整備、待機児解消のための認可保育所整備と緊急対応、住まい改修支援事業の拡充など、各分野において私たちが求めてきた施策が実現の運びとなりました。

来年度も引き続き、区民の切実な願いにこたえるため、新年度予算編成にあたって、以下の点をふまえて頂くことを要望するものです。

**第1に、景気もくらしも壊す労働法制の改悪や4月からの消費税増税実施、社会保障の解体とも言うべき医療・介護・保育などの負担増・大幅給付削減路線にキッパリと反対し、「原発ゼロ・再稼働ノー」の政治姿勢を明確に打ち出すことです。**

景気悪化の最大の理由は労働者の賃金・国民所得が減り続けているためです。貧困・格差が拡大している中での消費税増税は、区民生活と地域経済にも更なる打撃をもたらします。また「自助・共助」を基本としてすすめられようとしている社会保障の大改悪は、区民の生存権を脅かすものです。区民福祉の向上を本旨とする北区が、今こそ社会保障拡充を発信すべきです。

**第2に、区民サービス切り捨て、外部化を基軸とする「経営改革新5か年プラン」および、新たに策定された「公共施設の再配置方針」は、抜本的に見直しをはかることです。**

昨年度「財調基金が底をつく」「財政が厳しい」との財政危機を強調し、税や保険料の強制徴収や保育園、児童館などの区立施設に指定管理者制度の導入を継続、さらに、今後20年間で施設総量の15%を削減することを前提にした公共施設再配置方針を決定し、今後具体化しようとしています。

しかし、2012年度決算では、過去最高となる138億円の財調基金を積み上げる結果となりました。さらに主要5基金の残高は438億円に達しました。「財政危機」をことさらにおおりに、さらなる行革路線をすすめる手法は認められません。

公共施設再配置方針の具体化にあたっては、北区基本計画や中期計画の見直しごとに、その時々々の財政状況を的確に判断し、徹底した住民参加、住民合意をつらぬくことを求めます。

**第3に、「木密地域不燃化10年プロジェクト」「駅周辺のまちづくり」などの分野では、地域住民の意見に十分耳を傾け、住民合意を基本姿勢とすることです。**

再開発による巨額な歳出増で、区財政の悪化や区民生活が影響を受けることがないように、くらし最優先、区民合意の姿勢を求めます。

日本共産党北区議員団はこの間、区内の諸団体や各界の方々との懇談を重ね、5つの柱429項目の新年度予算要望書をまとめました。その実現を強く要望するものです。

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>すこやかに安心して暮らせるように</b> .....	<b>1</b>
第1節	国民皆保険制度を守り「医療崩壊」の危機打開を .....	1
第2節	安心して受けられる介護制度の充実を .....	3
第3節	高齢者福祉について .....	5
第4節	障がい者福祉について .....	6
第5節	子どもの貧困を解決し、子どもの権利が守られる施策の充実を .....	10
第6節	生活困難世帯への対応について .....	13
<b>第2章</b>	<b>いきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを</b> .....	<b>14</b>
第1節	雇用対策の充実を .....	14
第2節	中小企業・商店街振興のために .....	14
第3節	人格の形成をめざす豊かな学校教育について .....	16
第4節	学校の施設整備について .....	19
第5節	生涯学習・スポーツ振興について .....	20
第6節	平和北区の実現を .....	21
第7節	男女共同参画をめざして .....	22
第8節	消費者施策について .....	22
<b>第3章</b>	<b>東日本大震災、福島第一原発事故をふまえて</b> .....	<b>23</b>
第1節	原発からの即時撤退・再生可能エネルギー促進 .....	23
第2節	放射能汚染から子どもと区民を守るために .....	23
第3節	北区地域防災計画および防災対策の拡充 .....	24
<b>第4章</b>	<b>安全で快適なうるおいのあるまちづくりを</b> .....	<b>28</b>
第1節	まちづくりの基本について .....	28
第2節	快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを .....	29
第3節	環境をまもるために .....	33
第4節	リサイクル促進と清掃事業の充実を .....	34
第5節	利用しやすい交通機関を求めて .....	34
第6節	通行の安全・安心対策の充実を .....	36
第7節	各地域のまちづくりの課題について .....	36
<b>第5章</b>	<b>区民本位の行財政改革を</b> .....	<b>41</b>
第1節	北区経営改革プラン、北区公共施設再配置方針の見直しを .....	41
第2節	区役所庁舎のあり方をめぐって .....	42
第3節	区民負担の軽減を .....	42
第4節	公正・公平な契約をめざして .....	42
第5節	自治権拡充、財政権確立のために .....	43
第6節	政治倫理の確立について .....	44
第7節	外国人の生活・権利擁護のために .....	44

# 第1章 すこやかに安心して暮らせるように

## 第1節 国民皆保険制度を守り「医療崩壊」の危機打開を

### 1、国民健康保険事業については、

- ①国保料値上げにつながる「広域化」に反対し、区市町村国保制度を堅持すること。
- ②保険料値上げを抑える軽減措置を拡充し、保険料の引き上げはおこなわないこと。
- ③資格証明書の発行はやめること。
- ④短期保険証の窓口留め置きはおこなわないこと。特に子ども医療費などの公的助成対象者については、直ちに送付すること。
- ⑤国保運営協議会の被保険者の声が反映するよう改善をはかること。

### 2、後期高齢者医療制度については、

- ①後期高齢者医療保険料の値上げをやめ、国庫補助金や都補助金の増額を求めること。
- ②北区としても保険料軽減の区単独事業を実施すること。
- ③世帯単位でなく個人単位による減額をおこなうこと。
- ④資格証明証の発行はおこなわないこと。

### 3、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料減免および、医療費の一部負担減免制度については、

- ①医療費負担により通院抑制が顕著との結果が示されている平成23年度の日本医師会の調査をふまえ、「しおり」に記載するなど区民への周知を徹底し、積極的に活用すること。
- ②低所得者、失業者、収入激減者などに適用できるように保険料の徴収猶予および減免基準を緩和すること。
- ③生活保護を適用されなかった方には、あたたかい対応をすること。

### 4、70～74歳までの医療費窓口負担2割への引き上げは中止するよう、国に求めること。

### 5、北区の子ども医療費無料化制度は、高校生の通院費まで拡充すること。

### 6、医療費抑制の構造改革による病院閉鎖、病床削減、公的病院の民営化、医師、看護師不足など医療崩壊を打開し安心の医療体制を確立するため、以下の改善を国や東京都に求めること。

- ①診療報酬の抜本的改善および保険適用を拡充すること。
- ②医師・看護師をはじめとしたマンパワーを確保すること。
- ③産科、小児科をはじめとした救急医療体制を確立すること。
- ④療養病床の削減中止および、北区を含む西北部医療圏の病床数を拡充すること。

### 7、区内医療機関などの看護師確保のために、区が医師会などと連携し、潜在看護師への研修や就職フェアを開催すること。また「福祉のしごと総合フェア」を「福祉・医療・介護のしごと総合フェア」に拡充すること。

### 8、東京北社会保険病院については、

- ①2014年度から公益社団法人立病院となるが、引き続き北区の地域医療中核病院、災害拠点病院として「譲渡条件」の履行を求めること。
- ②病床の増設、病児保育のとりくみを求めること。
- ③北区医師会や地域住民との協議を今後も十分おこなうよう求めること。

## 9、都立病院などについては、

- ①地域拠点病院として、救急、伝染病、神経、小児、周産期、精神などの機能を維持拡充すること。
- ②都立駒込病院のPFIは契約を破棄し、元にもどすこと。がん、伝染病以外の疾病や二次指定救急医療も積極的に継続すること。
- ③東京都保険医療公社豊島病院の、王子地域からの交通アクセスを改善すること。

## 10、地域医療・介護の連携推進については、

- ①北区高齢者あんしんサポート医の活動の充実と増員をはかること。
- ②在宅患者の緊急時に対応できる緊急一時入院の病床を確保する体制を構築すること。
- ③在宅での包括ケア充実のために、入・退院時、関係者の情報の共有と支援がスムーズにおこなえる体制を構築すること。

## 11、精神の緊急医療体制について、緊急事態における警察への通報、搬送、措置入院にいたるまでの当事者、家族の抱える困難さを解決するため、緊急事態にならないような対策や入院にいたるスムーズなシステムを区、東京都と連携し検討すること。

## 12、ぜん息患者に対する医療費助成制度については、

- ①東京都に対し、現行制度を来年度以降も継続するよう求めること。また、対象疾病に慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫を加えるよう求めること。
- ②北区ニュース、医療機関の窓口、ポスターの掲示など区民周知をはかること。
- ③区内医療機関の窓口申請書をおくこと。
- ④都内に1年以上居住している区民の住民票添付はやめること。

## 13、感染症対策の強化、予防接種については、

- ①国に対して全額公費負担を求めるとともに、医師会に対しては必要な体制への財政支援を拡充すること。ワクチン流通状況をよく勘案した事業実施とすること。
- ②ハイリスク者および子どもや高齢者へのインフルエンザ予防接種への補助拡充や新型インフルエンザへの予防接種補助を実施すること。
- ③65才以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の補助をさらに拡充すること。

## 14、喫煙、減塩、メタボなど生活習慣の改善で、健康長寿社会をめざすこと。

## 15、事業所や労働基準監督署、医師会などと連携し、メンタルヘルスケアやうつ病の早期発見、早期治療を推進すること。

## 16、特定健診・特定保健指導については、

- ①区民健診と同様の健診項目の継続と腹囲測定は見直すこと。
- ②有料化はおこなわないこと。
- ③とくに40～50代の受診率が低いことをふまえ、実施期間の延長・通年化、夜間、土日の実施など受診機会を拡充すること。
- ④実務の簡素化につとめ、健診結果返しについては医療機関とよく相談し、改善をはかること。
- ⑤健保家族の健診も周知を徹底し、区民の受診率向上につとめること。
- ⑥眼科健診、耳鼻科健診についても、毎年受けられるようにすること。
- ⑦40歳以下の若い層への健診を北区として実施すること。

## 17、各種がん検診については、

- ①通年実施とし、受診者が希望する日程や検診内容を選択できる制度とすること。

- ②乳がん検診、子宮がん検診は毎年受けられるようにすること。
- ③前立腺がん検診、肺がん検診を実施すること。
- ④胃がんリスク検診を実施すること。
- ⑤有料化しないこと。

#### 18、子宮頸がんについては、

- ①予防ワクチンの安全性について国に検証を求めること。
- ②実施する際は、副作用について十分な説明をおこなうこと。

#### 19、障害者健診については二次健診を充実させるとともに、車イス利用者以外にも対象を広げること。

#### 20、北区が委託している歯科診療については、

- ①障害者歯科診療事業、休日歯科応急診療事業の委託料（衛生士給料など）を増額すること。
- ②障害者歯科診療事業、および休日歯科応急診療事業などの医療機器、設備（レントゲン、障がい者用ユニットなど）の改善を継続すること。
- ③訪問診療、および摂食嚥下機能評価のための医療機器、設備（嚥下内視鏡、ポータブルユニットなど）の購入を補助すること。
- ④訪問診療や摂食嚥下機能評価を含めた協議会を設置すること。

#### 21、歯科健診については、

- ①歯周疾患健診の対象年齢を拡充して毎年受けられるようにし、受診期間を延長すること。
- ②歯周疾患健診、障がい者施設などの委託料を増額すること。

## 第2節 安心して受けられる介護制度の充実を

### 1、来年度に予定されている介護保険法の改悪（要支援者の保険給付はずし、通所介護を機能訓練に特化、特養ホームの入所を要介護3以上へ、利用料の2割への引き上げなど）をおこなわないよう、国に求めること。

### 2、介護保険改善にむけて、以下の点を国と東京都にはたらきかけること。

- ①平成24年に改訂された生活援助時間の45分への短縮を改め、60分単位にもどすこと。
- ②要支援1・2のサービス切り下げとなる「総合事業」は凍結し、保健予防給付で対応すること。また、要支援者の利用料負担増はおこなわないこと。
- ③要介護認定制度や利用限度額制度は廃止し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できるしくみに改善すること。
- ④介護保険への国庫負担金を引き上げ、保険料、利用料の負担軽減と減免制度をつくること。
- ⑤在宅介護従事者の処遇改善をはかること。
- ⑥施設整備に対する国、東京都の未利用地の活用や用地費補助、多床室整備の補助の新設、建設費などの補助金を増額すること。
- ⑦入所者の重度化、認知症や医療対応などを考慮し、医師、看護師、介護職員の配置基準の改善、報酬単価を引き上げ、人的体制を確保すること。
- ⑧65才以上の障害者手帳所持者については、障害者制度の介護サービスを積極的に活用すること。

### 3、介護保険運営にあたり、北区が法人や事業者に対し、説明会や研修会などを実施し、積極的に説明責任を果たすこと。

#### 4、介護認定の改善については、

- ①本人や家族の希望があれば、調査時のケアマネージャーの立ち会いを認めること。
- ②主治医意見書の提出手続きは北区がおこなうこと。
- ③認定にかかる日数はおおむね30日以内とする法的期間を遵守すること。
- ④認定審査会の人数や審査会の開催数を増やし、十分な審査時間をとること。

#### 5、保険料、利用料の軽減については、

- ①多段階性を拡大し、所得に応じたきめ細かい保険料設定とすること。
- ②低所得者に対する訪問介護やデイサービスの利用料、および保険外の食費負担などの区独自の減額制度を実施すること。

#### 6、高齢者生活援助サービスについては、

- ①要介護度の重い方も対象となるよう、担い手を事業者へも拡大すること。
- ②介護保険の認定を受けていない高齢者も利用できるようにすること。

#### 7、特別養護老人ホームなど、基盤整備については、

- ①特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、小規模多機能施設などを増設、増床し、900名を超える待機者解消をはかること。
- ②新町光陽苑に続き、多床室の整備をすすめること。
- ③低所得者が入所できるよう利用料減額制度をつくること。
- ④学校跡地などの活用や滝野川、桐ヶ丘などの都営住宅、UR赤羽台団地などの建て替えの機会をとらえて基盤整備をはたらきかけること。
- ⑤従来型の区立特養ホームの水光熱費負担を指定管理料に算定し、利用者への負担増や介護従事者への待遇悪化につながらないように手だてを講じること。
- ⑥区立特別養護老人ホームでの処遇にかかわる実態調査をおこない、必要な待遇改善につとめること。

#### 8、老人保健施設については、

- ①ショートステイを受け入れる際の医療情報提供システムを充実すること。
- ②入所者の健診が受けられるようにすること。
- ③入所中の検査や薬代の施設側負担が重い実態を調査し、それに対する補助制度を国や東京都に求めること。また、区としても検討すること。
- ④生活保護受給者の個室居住費に対する補助を国に求めるとともに、区として実施すること。

#### 9、高齢者あんしんセンターについては、

- ①増設をはかり、地域割りにについても実情にあったものに改善すること。
- ②総合相談やマネジメント、地域づくり、見守り相談などの役割が充分発揮できるよう増員をはかり、その体制にふさわしい指定管理料の算定をおこなうこと。
- ③とりわけ高齢化率が50%をこえている地域に対応するセンターは、早急な人的体制などの手だてを講じること。
- ④予防プラン作成に関する報酬や基準の改善を国に求めること。
- ⑤基幹型地域包括支援センターでは、認知症や精神疾患などを持つ高齢者、生活保護受給者など困難事例への支援について、保健師、ケースワーカー、ケアマネージャーなど連携を密にして対応すること。また、各あんしんセンターのレベルアップに向け支援を強化すること。
- ⑥在宅療養患者や認知症の方の医療と介護の相談窓口をつくること。
- ⑦浮間地域に高齢者あんしんセンターを存続させること。

- 10、介護従事者の研修や人材確保および待遇改善、賃金引き上げなどの支援を拡充すること。
- 11、介護保険サービスを利用していない高齢者への仮称「健康奨励金」の支給や、家族だけで介護している方への「介護手当」「リフレッシュ券」などの支給をおこなうこと。
- 12、介護保険認定者の障害者認定証発行の制度については、北区ニュース、保険料の通知、保険証の送付など、あらゆる機会を活用し、周知すること。

### 第3節 高齢者福祉について

#### 1、成年後見制度については、

- ①社会福祉協議会の「あんしん北」を成年後見センターにふさわしい体制に拡充し、深刻化する相談に対応すること。
- ②老人福祉法が求める市民後見人養成の体制を強化すること。
- ③成年後見制度に対する正しい理解を広め、手続きや費用面での支援につとめること。

#### 2、無縁死（孤独死）、熱中症死を防ぐために、

- ①高齢者あんしんセンターの人員増や「見守り」のネットワークの構築をすすめ、訪問や声かけ活動を積極的にすすめること。
- ②見守り事業にとりくむ町会、自治会への助成事業をシニアクラブ、商店会、医療・社会福祉法人、NPOなどの住民組織へも拡充すること。
- ③ネットワークの拠点として、商店街空き店舗を会食の場や居場所として活用できるよう、助成の充実や人材活用の工夫をおこなうこと。
- ④事業の展開、発展のために、個人情報保護しつつ、ネットワークに開示できるよう、条例制定をおこなうこと。
- ⑤緊急通報システム、医療情報キットの配布対象を同居家族のいる人にも拡大すること。
- ⑥熱中症予防のため、公的施設に「お休み処」などを用意すること。

#### 3、認知症高齢者へのとりくみについては、

- ①認知症サポーターを増やし、研修後のネットワーク化や地域での見守り活動ができるしくみをつくること。
- ②もの忘れ相談を拡充すること。
- ③認知症高齢者を抱えた家族への支援やリフレッシュ事業を拡充すること。

#### 4、紙おむつ支給事業は、さらに要件を緩和すること。

#### 5、要介護高齢者など訪問理美容サービス、および寝具乾燥サービス対象者の条件を緩和すること。

#### 6、高齢者交流サロン事業は、区内全域に事業を広げること。

#### 7、病気や緊急の際、保健師や看護師、理学療法士などを派遣し、生活の安定をはかる要援護高齢者支援事業の区民周知をおこない、生活支援もおこなえるよう事業を拡充すること。

#### 8、シルバーカーやT字杖、入浴補助用具など、社会福祉協議会などで貸し出すこと。

#### 9、高齢者ふれあい会食事業は場所や回数を増やし、高齢者福祉のしおりにも掲載すること。



また、配食サービスも復活すること。

10、地域ささえあい事業、高齢者の自主的サークルやクラブ活動などにもなう施設使用料は減額すること。また、活動への補助を拡充すること。

11、介護手当、生きがい手当、電話料金助成など、高齢者への経済的給付事業を新設すること。

12、高齢者ヘルシー入浴券については、

- ①月2回以上利用できるように増やすこと。さらに隣接区でも使用できるよう工夫すること。
- ②赤羽区民事務所などにも交付窓口を設置するよう改善すること。

13、シルバーパスについては、

- ①非課税措置の激変緩和策を来年度以降も実施するよう関係機関に求めること。
- ②課税世帯に対する、年間パス（現行2万510円）だけでなく、6ヵ月パス、3ヵ月パス、5000円券、1万円券を導入するなど、負担軽減策をとるよう東京都に求めること。

14、北区シニアクラブの運営支援については、

- ①区立小中学校の跡地・北運動場および滝野川体育館などの既存施設を月1回程度、半日開放しスポーツやサークル活動ができるよう支援すること。
- ②クラブの結成について、地域ごとのエリアに限らず、テーマや活動など多様性に配慮した結成、運営ができるよう補助要綱を見直すこと。
- ③各クラブへの補助金を引き上げること。
- ④事業報告や会計報告を簡素化すること。

## 第4節 障がい者福祉について

1、障がい者福祉の改善のために、以下の点を国に求めること。

- ①障害者総合支援法が施行されたが、憲法と国連「障害者権利条約」および障害者自立支援法違憲訴訟に関する原告団との「基本合意」に基づいた総合的な「障害者総合福祉法」を制定すること。
- ②障害程度区分認定は廃止し、当面、障がいの範囲や障がい者の生活実態、支援ニーズに見合ったものに改善し、必要な支援を保障するよう国に求めること。
- ③利用者負担は、応能負担とし、住民税非課税世帯などの低所得者は無料に、親族の扶養義務ははずすこと。
- ④施設（通所・入所）運営における「日払い方式」を「月額払い」に戻し「報酬単価、職員配置基準の引き上げ」をおこない、正規職員の配置を中心とした雇用体制とすること。
- ⑤地域生活支援事業の補助金を増額すること。
- ⑥障害福祉サービス利用計画の作成にあたり、指定相談支援事業の報酬を増額すること。

2、介護保険優先原則を廃止し、障害者福祉の支援を継続して受けられるようにすること。

3、利用者負担の軽減策については、食費や通所サービスなどの北区独自の利用者負担軽減策（減免制度）を復活させ、さらに拡充させること。

4、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、依存症など、障がい全体やそれぞれの障がい特性が広く理解されるよう講習会や研修会、北区ニュースや北区ホームページでの広報活動などに積極的にとりくむこと。

5、民間の施設・事業所運営の支援については、

- ①障がい者団体のニーズに応じて、区の遊休施設を積極的に活用すること。
- ②ヘルパー2級やガイドヘルパー養成など、人材確保のために人件費補助やスキルアップ研修を実施すること。
- ③福祉避難所の整備や災害時の備蓄物資の支援をおこなうこと。

6、就労移行支援事業については、

- ①精神疾患や脳疾患、依存症や知的・発達障害など広範囲な対象者に対応できる相談体制の確立のため、区委託費を増額すること。
- ②障害者委託訓練で得た資格や技術を活かせるよう、区および商店街や企業などの実習・雇用の場の拡大を支援すること。
- ③北区でジョブサポーター制度をつくり、雇用支援をおこなうこと。
- ④赤羽しごとコーナーで就労支援の相談が出来るよう連携すること。

7、就労継続支援事業については、

- ①東京都や北区の家賃補助を継続すること。
- ②就労継続支援A型事業や自立支援法の新規事業についても家賃補助を実施すること。
- ③区営、都営住宅の空き室を活用し、障がい者の就労支援と高齢者の生活支援の共働事業を検討すること。
- ④特別支援学校の卒業生が福祉的就労を希望する場合は、就労移行支援事業所を利用せずとも、直接、就労支援B型事業所が利用できるようにすること。
- ⑤区の遊休施設を活用し、事業所の増設をはかること。
- ⑥受注販路拡大のため、区として仕事のあっせんや、企業・商工会とのパイプ役を果たすこと。

8、社会的事業所のモデル事業実施にむけての検討会を設置すること。

9、障害者福祉センターにおける事業展開については、

- ①100㎡近いスペースで賃貸借している精神障がい者の就労移行支援事業は、同法人への区委託の就労支援センターとの有効活用、もしくは賃貸料の免除を実施すること。
- ②各法人に委託し実施している地域生活相談支援事業（支援センターきらきら、地域自立支援室）は、相談実績に応じて、かつ正規の専門職が相談に応じる体制を拡充できるよう委託費の増額をはかること。
- ③重度障害者通所訓練は、医療対応ができるよう拡充すること。

10、精神障がい者と家族が地域で孤立しないような在宅支援を充実させ、アウトリーチでの相談支援体制を充実すること。

11、アルコールや薬物依存症などの支援については、

- ①疾病理解や早期発見、早期治療に関する講習会や研修会などを実施すること。
- ②依存症からの回復プログラムを実施するリハビリセンターや就労支援センター、グループホームを増設し、家賃補助や運営費補助を実施すること。
- ③依存症の家族への相談、サポート事業を実施すること。

12、あすなろ福祉園、若葉福祉園については、緊急一時保護事業、ショートステイが実施でき

るようにすること。

13、障害者自立生活体験事業（宿泊訓練事業を含む）を、民間と協働して実施すること。

14、知的、精神障がい者などのグループホームについては、

- ①家賃補助制度を継続すること。滞在型にも家賃の空室補償をおこなうこと。
- ②滞在型を増設し、基本単価を増額すること。
- ③交流室確保のため施設借り上げ費補助をおこなうこと。
- ④グループホームに住んでいてもヘルパー派遣が受けられるようにすること。
- ⑤都営、区営住宅、または区の遊休施設の活用や建て替え時において、積極的に増設をはかること。
- ⑥更新料やリフォームなどの助成を拡充すること。
- ⑦区民に対する物件提供などのよびかけをおこなうこと。

15、重度身体障がい者グループホームについては、

- ①東京都重度身体障害者グループホーム事業の継続を東京都にはたらきかけること。
- ②入居者負担を軽減するため、家賃補助を実施すること。
- ③スクリンプラー設置に対する補助をおこなうこと。

16、計画化されている区内3カ所のグループホームの建設については、近隣住民の理解を得た上で早期に実施すること。

17、重度身体障がい者の生活・介護ヘルパー派遣については、

- ①報酬単価を引き上げるよう国にはたらきかけること。
- ②24時間対応とすること。

18、身体および知的障がい者の入所施設については、増設を東京都にはたらきかけるとともに、区として新設すること。

19、発達につまずきのある子どもへの支援については、

- ①発達支援センターの周知をはかり、教育委員会などとも連携して、総合的な対応を推進すること。
- ②保健師・臨床心理士などの専門家を増員し、発達相談事業や療育指導の体制を拡充すること。
- ③保育園、幼稚園や児童館などへの巡回や出張指導体制の整備、確立をはかること。
- ④さくらんぼ園の人的体制の強化をはかること。
- ⑤浮間地域への出張相談窓口を設置すること。

20、児童デイサービスについては、

- ①利用実績の伸びにふさわしく予算を拡充し、サービス実施の拠点も増設すること。
- ②区の遊休施設の活用や家賃補助・修繕費補助を実施すること。
- ③都立特別支援学校施設での実施も検討するよう東京都に求めること。

21、地域生活支援事業については、

- ①地域生活支援センター、ガイドヘルパー、手話通訳事業などの現行サービス水準を低下させないこと。
- ②移動支援について、家から学校、施設から施設についても利用できるよう拡充すること。また、身体障害者2級も対象とすること。
- ③プールの利用にも介助者をつけること。

- ④再認定、再審査を速やかに受けられるよう改善すること。

## 22、視覚障がい者への事業については、

- ①ガイドヘルパーは無料を継続すること。
- ②「地域生活支援受給者証」を小型化し、氏名、受給者番号は点字で表記すること。
- ③プールや海などの健康保持についても移動支援として一連のガイドヘルパー支援を認めること。
- ④コミュニケーション事業として、訪問による文字サービス事業、図書館の点字図書利用方法や対面朗読事業の周知を徹底するとともに、訪問対面朗読事業の実施へ拡充すること。
- ⑤点字ディスプレイを有する用具（ブレイルメモポケットなど）を日常生活用具に加えること。
- ⑥音声用パソコン・ソフトの新たなソフトへの切り替えができる年数条件（8年）を短縮すること。

## 23、聴覚障がい者への事業については、

- ①手話通訳事業の原則無料を継続すること。
- ②社団法人東京手話通訳など派遣センターに通訳を依頼している聴覚障がい者が、無料で継続利用できるようにすること。
- ③手話通訳連絡所の非常勤職員の5年の雇い止めを撤廃すること。
- ④手話講習会を継続し、区職員の研修をおこなうこと。
- ⑤中途失聴・難聴者に対してのコミュニケーション確立のために、要約筆記者派遣事業を無料で継続すること。
- ⑥災害時に聴覚障害者が安心して情報支援を受けられるよう、避難拠点設置および情報支援整備をすすめること。
- ⑦「耳が聞こえません」「手話ができます」と印字したバンダナを配布し、普及すること。
- ⑧日常生活用具については、テレビ電話、屋内信号装置として、モニター付きインターホンや光で知らせるパトライトも給付を認めること。また、聞こえる家族と同居の場合も認めること。
- ⑨区内の高齢者介護施設に聴覚障害者枠を確保すること。また手話のできる介護者を増やすこと。
- ⑩赤羽連絡所の通訳者待機時間を王子連絡所と同じ時間帯とすること。また、派遣の範囲を聴覚障がい者の資格取得（ヘルパー講座、運転免許など）にも拡げること。
- ⑪赤羽会館耐震改修にともなう赤羽分室の移転先を早急に確保すること。

## 24、福祉タクシー券については、

- ①支給枚数を増やすとともに、100円券を増やして使い勝手をよくすること。
- ②上肢障がい者などにも広げるなど対象者の条件緩和をおこなうこと。
- ③精神障がい者も対象とすること

## 25、障害者無料乗車券については、区内を運行する民営バスやコミュニティバスでも使えるよう関係機関にはたらきかけること。

## 26、心身障害者福祉手当が3障がい全てに支給されるよう国および東京都に求めるとともに、北区としても支給すること。

## 27、ひきこもり支援や自殺予防対策については、

- ①区民が理解を深める講演会・研修会を実施すること。
- ②臨床心理士を配置し、当事者や家族の相談体制を拡充すること。

## 28、障がい者施設で働く人の処遇については、

- ①北区社会福祉協議会、北区社会福祉事業団に準じたものとするよう助成の改善をはかること。

②職員研修に対する助成金制度を創設すること。

## 第5節 子どもの貧困を解決し、子どもの権利が守られる施策の充実を

1、（仮称）「北区子どもの権利条例」を制定すること。

2、子どもの貧困を解決する視点から総合的に施策の見直しをはかり、以下の事業を充実すること。

- ①子どもの貧困対策条例を制定すること。
- ②ひとり親家庭への住宅（家賃助成の実施、公的住宅への優先入居）就労支援（資格取得の補助や生活支援、就労斡旋）の拡充。
- ③子ども家庭支援センターの体制強化と継続的な支援を必要とする生活・育児支援事業の実施。
- ④NPO法人や社会福祉団体と連携した学習・生活サポート事業の実施。
- ⑤児童養護施設における個別支援充実のための施設改善や人的体制の充実。
- ⑥給付型奨学金の創設や就学援助の拡充。

3、経済的支援の拡充については、子ども医療費、妊産婦検診や出産費用の無料化、不妊治療助成制度の拡充、児童手当の拡充、保育料の無料化、教育費にかかる保護者負担軽減、奨学金や就学援助など、子育てにかかる経済的負担の軽減策を国、東京都に求めるとともに、区として拡充すること。

4、子育てを支える労働環境の整備については、労働環境を改善するための中小企業への助成金、奨励金制度の実施や融資の優遇措置などを検討すること。

5、放課後子どもプランについては、民間委託先にあるべきの拙速な推進ではなく、計画年次にとられず、地域との共同を主体にし、学校の実態にあわせて検討すること。

6、児童館については、

- ①放課後子どもプランの実施にとまない、小学生の利用を児童館の対象から外したり児童館を廃止・統合するのはやめること。また、児童館運営委員会をはじめ、子どもや区民の意見を十分に聞くこと。
- ②区の直営とし、指定管理者制度導入はしないこと。
- ③選定先の雇用条件、賃金や労働条件を把握し、質の確保につとめること。
- ④地域の子育て支援や子ども文化の拠点として、区民や子育て支援グループとともに、協同のとりくみを進めること。
- ⑤親子の広場として、時間を区切らずいつでも遊べる環境づくりや、昼食、飲食も可能とすること。
- ⑥「中高生タイム事業」を拡充すること。

7、学童クラブ事業については、

- ①放課後子どもプランの実施により、一般登録との一体化はおこなわないこと。
- ②民間委託や指定管理者への移行はおこなわないこと。
- ③施設や運営の基準を作成し、定数や生活の場としての環境の改善をはかること。
- ④待機児解消については、大規模化（定員60人、80人、100人）せず、現行の1クラブ定員40名を基本として増設すること。
- ⑤保育園児の急増に対応するため長期的視野に立った増設計画をたてること。
- ⑥学童クラブの育成料を値下げ、第2子からは無料に、おやつ代補助を増額すること。

⑦利用時間の延長、対象学年の拡大および障がい児の受け入れ体制を拡充すること。

## 8、児童虐待防止のために、

- ①先駆型子ども家庭支援センターについては、相談実績に対応し、正規の専門職員の増員など人的体制を強化すること。
- ②虐待防止ネットワークの強化と児童相談所の積極的関与をはたらきかけること。
- ③児童相談所の体制強化を東京都に求めること。
- ④児童相談所の23区移管を視野に入れ、財源確保と人的体制確保を東京都に求めること。
- ⑤保健師などとの同行訪問による養育支援訪問事業の実施や家事・育児支援ヘルパーを拡充すること。

## 9、育ち愛ほっと館については、

- ①赤羽や滝野川地域にも増設すること。
- ②区民と協働の子育て事業をいっそう拡充し、場の提供も積極的におこなうこと。
- ③床暖房などの施設改善をおこなうこと。

## 10、志茂子ども交流館については、世代を超えた交流の機会をふやすとともに、多目的室やプレイホール、調理室などについて区民利用の促進をはかること。

## 11、地域の子育て支援団体、法人が運営している事業に、国の子育てひろば事業の補助金活用など区として積極的支援をおこなうこと。

## 12、プレイパーク（冒険遊び場）については引き続き事業を継続し、正規のプレイリーダーを配置するなど拡充をはかること。

## 13、中高生の居場所づくりについては、社会教育施設や鉄道および高速道路の高架下を活用するなど関係各課が連携して進めること。

## 14、子ども子育て新制度の動きに対しては、

- ①区の保育実施責任を果たし、待機児解消は認可保育所設置を柱にすえること。
- ②営利企業の参入はおこなわないこと。
- ③国の保育士配置基準や面積基準の拡充をすすめること。
- ④公立を含む保育所運営費の国庫負担の復活・増額を国に求めること。
- ⑤保育士処遇改善交付金は来年度以降も継続するよう国に求めること。

## 15、待機児解消については、

- ①認可保育園の建設を促進するため、遊休地の提供や用地取得への補助などの支援を国、東京都に求めること。
- ②赤羽台などの都営住宅、UR住宅の建て替えの機会をとらえて、東京都とURに保育園の整備を求めること。
- ③低年齢児認可保育所の増設にあたり、卒園まで万全な対策をはかること。

## 16、認可保育園については、

- ①保育園保育料は値上げをしないこと。また、第2子からの保育料を無料にすること。
- ②産休明けや延長保育、病児・病後児保育の拡充をはかること。
- ③地域の子育て支援や一時保育、ママパパほっとタイム事業などについて、場所の確保や人員体制の整備、補助の拡充をはかること。
- ④里帰り出産でも、区内の保育園に入所できるようにすること。

⑤耐震補強、大規模改修の工事中における保育実施場所を区内各地に確保すること。

#### 17、区立保育園については、

- ①区直営とし、指定管理者制度は導入しないこと。また、株式会社への指定はおこなわないこと。
- ②正規職員を採用し、保育の質を継承できるようにすること。
- ③保育園定員に応じた正規職員を確保すること。
- ④施設の総点検を実施し、必要な改善をはかること。

#### 18、指定管理保育園については、

- ①保育の質を確保するため基準（保育実績・内容、人員配置、雇用条件など）を策定すること。
- ②選定委員会は公開とすること。
- ③指定管理者への施設引き渡しの際には、十分な保守管理をおこなうこと。また、給排水、空調設備、什器備品などの不具合が生じた場合は、園の要望をふまえて区が改修を実施すること。
- ④指定期間については実績を考慮し弾力的に運用すること。

#### 19、私立保育園については、

- ①0歳児、1歳児の保育面積は厚労省基準を遵守すること。
- ②職員処遇の向上につながる人件費の単価アップ、新たな補助事業の創設をおこない、公私の格差を是正すること
- ③コア人材となるベテラン保育士の育成確保や、質の高い保育を実践するため、都加算、区単独補助（0歳児保育への人員配置、延長保育、障害児保育、定員割れ加算など）を継続すること。
- ④延長保育の乳児加算を実施すること。
- ⑤特別支援認定には至らないが、処遇が困難な子どもたち、例えばアレルギー児や多動、情緒不安定、集団生活になじめない、虐待、育児困難家庭、外国人家庭の子どもなどに対する職員配置への支援をさらに強めること。
- ⑥食物アレルギー児童が増大しており、複数のアレルギー代用食を担当する調理員、喫食介助職員などの人件費補助の充実をはかること。
- ⑦朝夕の特例保育にパート保育士の複数配置補助をおこなうこと。
- ⑧耐震補強工事への補助を拡充すること。
- ⑨耐震工事などの園舎改築時、区内の遊休、学校施設などを無償貸与するとともに、必要な施設の改修は区で実施すること。
- ⑩栄養士と同様に、保育士についても60人以下の保育園に小規模加算を実施すること。

#### 20、家庭福祉員（保育ママ）や定期利用保育については、必要な支援体制をさらに拡充すること。

#### 21、認証保育所については、

- ①保育料の補助を増額すること。
- ②保育の質を向上させるため、区の単独加算を実施するなど、十分な指導と援助をおこなうこと。
- ③株式会社の参入は認めないこと。

#### 22、小規模保育所については、保育の質を確保するため、保育士配置基準を区として拡充すること。

#### 23、私立幼稚園については、

- ①幼児教育の無償化を国、東京都に求めるとともに、北区としても入園祝い金や保護者負担軽減補助金の増額など、教育費の負担軽減に積極的にとりくむこと。
- ②園児の健康管理健診などの園医確保などのため「園児健康管理補助金」を新設すること。

- ③創造造形活動と資源の有効活用など「私立幼稚園教育研究活動費補助金」を増額すること。
- ④「私立幼稚園協会活動費補助」を増額すること。
- ⑤預かり保育事業、栄養補助費など「私立幼稚園幼児教育振興補助金」を増額すること。
- ⑥特別支援児入園に関して、東京都の人的配置補助を受ける際の条件緩和や専属補助員を配置できるよう区として助成をおこなうこと。また、区立園同様、補助員の支援をおこなうこと。
- ⑦各教室のエアコン設置補助をおこなうこと。設置済の園に対しても補助すること。
- ⑧情操教育（観劇）推進の補助をおこなうこと。
- ⑨AEDのメンテナンス費用の補助をおこなうこと。

## 第6節 生活困難世帯への対応について

### 1、ひとり親家庭支援については、

- ①児童扶養手当の5年後の支給制限はやめること。また、2人以上の子どもがいる世帯への加算額の増額を国に求めること。
- ②家事援助事業の「ひとり親家庭となって2年以内」とする条件を改善すること。
- ③ファミリーサポート事業を活用する際、利用料の減免をおこなうこと。
- ④区営・区民住宅の優先枠の拡充や民間住宅への家賃補助を実施すること。
- ⑤高等技能訓練促進費の職種対象を拡充するなど、就労支援を充実すること。

### 2、生活保護行政については、

- ①親族への扶養の強要、受給制限につながる諸資料の添付など生活保護法の改悪に反対すること。
- ②3年連続する保護基準の切り下げは、国に撤回を求めること。
- ③保護基準切り下げによる各施策への影響を遮断すること。
- ④財源については、国が全額、責任を持つなど、地方への負担を軽減すること。
- ⑤エアコン設置の補助新設を国に求めるとともに、当面、社会福祉協議会における資金貸し付けの対応については、自己収入が無い世帯についても対象とすること。
- ⑥派遣切りや失職などで収入や住居を失った方々の相談に丁寧に応じ、稼働年齢を理由に生活保護申請を辞退させないこと。
- ⑦高齢加算の復活を国に求めること。
- ⑧入浴券支給を復活すること。
- ⑨持ち家の資産活用（リバースモーゲージ）に関する機械的な対応はおこなわないこと。
- ⑩相談員やケースワーカーを増員すること。また、赤羽地域に福祉事務所をつくること。
- ⑪「住所不定チーム」は解消すること。

### 3、NPO法人や区民団体と共同して、生活保護を受給している、もしくは家庭の事情で支援が必要な子どもや若者に対して、学習・生活のサポートや居場所づくりにとりくむこと。

### 4、生活困難者に対応する総合相談窓口の設置や就労・生活支援など相談者によりそう支援を実施すること。

### 5、応急小口資金などの貸付制度は、

- ①保証人や貸付金額、返済方法など条件を緩和し、積極的活用をはかること。
- ②返済期間のすえおき、延長など、返済条件を緩和し、経営支援をおこなうこと。

### 6、高齢者、障がい者、低所得者の施策などで過重な任務となっている民生委員のあり方について、改善を国、東京都に求めること。



## 第2章 いきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを

### 第1節 雇用対策の充実を

1、人間らしく働けるルールを確立するために、以下の点を国に求めること。

- ①「ブラック企業規制法案」を制定すること。
- ②大企業に対し、雇用を守る社会的責任を果たすよう指導・監督するとともに、内部留保の一部を賃上げに活用させるようはたらきかけること。
- ③全国一律最低賃金制度をつくり、最低賃金を時給1000円以上に引き上げること。それにとまない中小企業に対しては、税金や社会保障負担の軽減措置など財政支援を実施すること。
- ④登録型派遣の原則禁止など労働者派遣法を抜本改正し「働くなら正社員が当たり前」の社会を実現すること。
- ⑤ヨーロッパ諸国のような解雇規制法の制定や均等待遇ルール、残業時間の上限や最低1時間の連続休憩の法定化をおこない、違法・脱法の退職強要やサービス残業、名ばかり管理職、QC活動などの取り締まりを強化すること。
- ⑥失業給付については、延長など拡充をおこなうこと。
- ⑦第2のセーフティネットについては、国の事業として各自治体ごとにワンストップサービスを実現すること。なかでも住宅確保策を強化すること。
- ⑧中小企業が非正規労働者を正社員に登用した場合への賃金助成制度を拡充すること。
- ⑨緊急雇用対策基金事業を平成26年度以降も継続し、新たな支援制度を創設すること。
- ⑩国の責任において、地域職業訓練センターの機能を維持、支援すること。
- ⑪雇用調整助成金の支給限度日数（現行は3年間で300日）を拡充すること。

2、ワーキングプアをなくし、働く人の生活と権利を守るために、北区として以下の点にとりくむこと。

- ①新卒者などを対象にした就職応援事業についてはこれまでの成果をふまえ、来年度も継続すること。
- ②緊急雇用対策事業のメニューの拡大、賃金や雇用期間などの改善をはかること。
- ③福祉、教育、子育て支援施策など、区としての独自雇用策を実施すること。
- ④雇用・就労問題を扱う専管組織をたちあげるとともに、ハローワーク、労働基準監督署、東京都の労働局などとも連携したワンストップの総合相談窓口を設置すること。また、ニート、フリーター、引きこもり就労支援事業を実施すること。
- ⑤家賃補助や入居時の敷金・礼金など生活資金融資を実施すること。

3、赤羽しごとコーナーについては、

- ①開館時間を延長すること。
- ②土曜、休日も開館すること。
- ③若者や女性などが立ち寄りやすいスペースを確保すること。

4、シルバー人材センター独自の仕事を拡大すること。

### 第2節 中小企業・商店街振興のために

1、（仮称）「北区中小企業振興条例」を制定すること。

2、産業振興部を創設し、以下の点をおこなうこと。

- ①ものづくり課、商業振興課、観光課を創設すること。

②中小企業振興計画を策定すること。

### 3、中小企業対策として、以下の点を国に求めること。

- ①資産バブルを起こして、強引に物価をつり上げる異次元の金融緩和や、労働者の賃金を押し下げる非正規化促進などをただちにやめること。
- ②最低賃金の引き上げにともなって、賃上げを実施する中小企業に対し、税金や社会保障負担の軽減措置をとるなど財政支援をおこなうこと。
- ③「緊急保証制度」の復活など中小企業の資金確保を支援すること。
- ④経産省通知の趣旨を活かし、機械設備のリース代の支払い猶予、遅延損害金を求めないなど支援を強化すること。
- ⑤円安による仕入れ原価高騰に対応するため、セーフティネット貸出制度を抜本的に拡充すること。
- ⑥親会社による一方的な価格設定や支払い遅延により、中小企業に不利益が生じないように、下請代金支払遅延など防止法に基づく指導を強化すること。
- ⑦中小企業が使いやすいよう、雇用調整助成金の条件緩和や、申請方法の改善をすすめること。
- ⑧国と大企業の支出で基金を創設し、下請け製造業者の「緊急休業補償制度」を実施すること。
- ⑨工場集積地域・ネットワーク維持のため、中小貸し工場の家賃など、下請け業者の固定経費補助を実施すること。
- ⑩妻など、家族従業員の労賃を認めない所得税法56条を廃止すること。

### 4、中小企業融資については、

- ①返済月額の圧縮、支払日の一本化、返済期限延長の方向で充実すること。また、信用保証協会の保証なしでも実施するよう金融機関へ要請すること。
- ②金融機関、保証協会による「貸し渋り」への対策を講ずること。
- ③北区が斡旋した案件について、制度融資の実行率を上げるため、金融機関を指導すること。
- ④生活福祉資金の条件緩和を、東京都にはたらきかけること。

### 5、区内中小零細企業への悉皆調査を実施し、実態に見合った施策立案に活かすとともに、仕事起こしや、新規連携、産業情報発信に活かすこと。

### 6、ものづくり支援のための調査・交流事業の拡充とともに「KICC事業」の推進につとめること。

### 7、商店街支援については、

- ①区内共通商品券への補助の全額実施を継続事業とし、予算規模も拡充すること。
- ②プレミアム付き商品券については、プレミアム15%の高齢者世帯向けを維持するとともに、子育て世帯、介護世帯、障がい者世帯向けにも実施すること。
- ③子育てにっこりパスポート事業については、支援を継続すること。
- ④街路灯への補助をさらに増額すること。またLED化の区独自補助を継続し、各商店街が計画的に移行できるよう支援すること。さらに、より使い勝手の良いものとするよう東京都に求めること。
- ⑤有線放送に対する占用料はとらないこと。
- ⑥イベントへの補助金など、交付までの商店街負担を軽減するため、区として前倒し交付、あるいは無利子融資すること。
- ⑦空き店舗活用については、福祉団体などにも対象を広げるとともに、大家も借り主も見通しが持てるよう家賃補助の期間を延長すること。

- 8、商店街マイプラン支援事業を、26年度以降も継続実施すること。
- 9、区内商店のリニューアルに対して、区内業者による施工や備品購入について助成する制度を創設すること。
- 10、商店街活性化条例について、とりわけ大手業者やチェーン店への徹底を、区として指導、強化すること。
- 11、大型店の出店に際しては、小売商業調整特別措置法（商調法）などを活用し、いま以上の「床面積」とならないよう厳しく抑制すること。
- 12、売り場面積500㎡超の小売店、同300㎡以上の深夜営業チェーン店などに対し、近隣住民・商店会の合意規定を含んだ「出店規制条例」を制定すること。
- 13、十条駅西口再開発計画をはじめ、道路整備や区画整理などのまちづくり計画に、地元中小業者の経営影響も反映できるしくみをつくること。
- 14、区内建設関連業者育成・支援のために、
  - ①簡易工事登録制度は、あっせん工事の大幅な拡大と周知につとめ、区内の幅広い業者が仕事を受けられるように拡充すること。
  - ②下請けなどの労働者の賃金、労働条件を守るため、公契約条例を制定すること。あわせて賃金実態調査をおこなうこと。
  - ③北区発注公共工事における建設業退職金制度（建退共）証紙貼付実績書の提出を求めること。
  - ④年末緊急景気対策として、中小企業向けに前倒し発注をおこなうこと。
- 15、住宅リフォーム助成事業については、複数回利用を認め、事業規模の拡大や募集期間延長などの改善をはかること。

### 第3節 人格の形成をめざす豊かな学校教育について

- 1、日本国憲法の精神を生かした教育をすすめるために、
  - ①日本軍による侵略と植民地支配、慰安婦問題などの歴史的事実を正しく伝えること。
  - ②「教育勅語」、靖国神社・遊就館思想、「愛国心」の強制をしないこと。
  - ③「日の丸」への礼拝や「君が代」斉唱の強制が、教師や児童・生徒らの内心の自由を侵すものであることをふまえ、教育現場にいかなる強制も持ち込ませないこと。
- 2、子どもの発達をゆがめ、ストレスを強いている競争教育を改め、子ども一人ひとりの成長と学力を保障し、人と人がつながりあって生きる共生教育をすすめること。
- 3、「子どもの意見表明権」を尊重し、開かれた学校づくりをすすめること。
- 4、全国一斉学力テストは国に中止を求めること。「結果公表」はいっさいしないこと。
- 5、2学期制について改めて検証すること。
- 6、学校の適正配置については、
  - ①財政・効率化主導からの統合ありきの姿勢を改め、少人数学級の整備、学区域の適正な見直し

など、子ども達への教育環境整備を優先すること。

- ②教員・生徒などの意見・要望を十分反映し、地域住民（卒業生を含む）と合意形成のない統廃合はおこなわないこと。
- ③小学生の通学距離が500mを超えないことを原則とすること。
- ④統合加配の制度化を東京都にはたらきかけること。
- ⑤特別支援学級は1校あたり12名を超えないようにすること。

7、小規模校へは教職員配置、予算などの特別な措置をおこなうこと。

8、少人数学級（35人から30人学級制）については、

- ①北区独自でも30人学級を実施し、当面、学年進行による35人学級を拡大すること。
- ②国、東京都に「前倒し実施」に必要な予算措置を求めること。
- ③少人数学級の促進により、教室不足が発生しないよう万全の対策をとること。

9、学力パワーアップ事業については、非常勤教員の雇用条件を改善し、若手の正式採用への道筋を拡げること。

10、学力向上のための本気でチャレンジ事業や中学校スクラムサポート事業を拡充し、各学校で主体的にとりくめるよう支援すること。また、生活に困難を抱えている家庭の生徒に対する支援としても位置づけること。

11、困難をかかえる学級や児童・生徒へ対応のために教職員体制の拡充やアシスタントティーチャーを配置・増員すること。

12、不登校や家庭に困難を抱えている児童・生徒などへの対応のために、教育相談所のスクールソーシャルワーカーを増員すること。

13「不登校」などの問題にとりくんでいる団体やグループなどと連携すること。

14、ホップステップジャンプ教室の運営は、専門性を持った常勤職員を配置し、学校、教育相談所との連携を強化すること。

15、スクールカウンセラーについては常勤化し、全校に配置すること。

16、いじめへの対応については、

- ①条例で禁止したり厳罰化で対応するのではなく、教育の営みとしての解決を基本とすること。
- ②いじめられている子どもたちの苦悩を共感的に受けとめ、ひとりでいじめに悩む子どもをなくしてゆくために保護者・学校・教育委員会が課題を共有し、共同したとりくみをおこなうこと。
- ③いじている子どもの抱えているストレスやいじめの背景にあるものを深くとらえ、対応すること。
- ④教員がもっと子どもたちにかかわることができるよう、勤務条件の改善や教員への支援を拡充すること。

17、日本語学級は区内各地に増設し、通訳を配置すること。当面、滝野川地域の交通至便校に設置すること。

18、特別支援教育については、

- ①学校内の特別支援コーディネーターは専属配置とすること。

- ②巡回相談員の派遣期間を延長すること。
- ③福祉部門、保健部門と連携し「ことばの遅れ」を乳幼児期早期に発見して、障がいによる場合は療育を、環境による場合は家庭支援をする早期総合支援体制を構築すること。

**19、特別支援学級については、**

- ①特別支援学級を増やすこと。その際、教職員の配置についてはできるだけ早く明らかにすること。
- ②偏在による通学困難や教育条件のアンバランスに丁寧・迅速に対応すること。
- ③最低基準を拡充するとともに、児童生徒数が20名以上の学級を早期に解消すること。当面、子どもの障がいや状況に応じて、必要な人的措置をおこなうこと。

**20、専門的な知識と経験をもった就学相談員を増員すること。**

**21、就学時健診に十分な人員を派遣すること。また、未健診者に対しては、教育委員会の責任で会場を確保し実施すること。**

**22、職場体験の受け入れ事業所については、学校まかせにせず区の責任で確保すること。**

**23、夏季施設と岩井移動教室（3泊）などについては、付き添い看護師や外部指導員を増員すること。**

**24、プール授業の水泳指導補助員を増員すること。当面、単学級すべてに配置すること。**

**25、全校に図書司書を配置すること。**

**26、教育費の抜本的負担軽減のために、以下の点を国、東京都に求めること。**

- ①幼児教育を無償化すること。
- ②中高等教育の無償化を実施すること。当面、高校授業料への所得制限導入はやめること。
- ③（仮称）給付型奨学金制度の創設や奨学金制度を拡充すること。

**27、北区奨学資金貸付事業については、定員の拡大、貸付金額の増額、返済条件の緩和などをはかること。また、連帯保証人を2人にするなどの貸付抑制策はやめること。**

**28、就学援助費認定については、**

- ①認定基準を拡充すること。
- ②生保基準切り下げにともなう影響を遮断すること。
- ③貧困家庭の増大への対処を機敏におこない、制度の周知徹底をはかること。
- ④新たに実施された学習支援費（クラブ活動費・保護者会費・PTA会費）については、準要保護家庭にも支給すること。
- ⑤学校医に指示されたメガネ・コンタクト代について援助すること。

**29、卒業アルバム代、就学旅行、日光高原学園などへの補助を実施すること。**

**30、学校給食については、**

- ①給食費は値上げをせず、食材などの現物補助を拡充すること。
- ②放射線対策も含め、食材の安全に万全を期すこと。
- ③学期末の給食用白衣のクリーニング代を計上すること。

### 31、栄養士については、

- ①正規職員として全校に配置するとともに、国、東京都に負担を求めること。
- ②非常勤栄養士の研修の保障や待遇改善、サービス残業の根絶をはかること。

### 32、養護教員については、

- ①500人を超える学校には複数配置をおこなうこと。
- ②健康診断時には、健診介助員の配置を拡充すること。また、保険事務パートの日数を増やすこと。500名を超える大規模校に手当ですること。

### 33、各学校の生ゴミ処理機のとりにくみ状況を把握し、稼働できるよう支援すること。

### 34、区費事務職員を私費会計の対応や、学校配当予算事務などの効率化、不測の（子どもが飛び出した場合の対応など単学級の人手不足を補うことなど）事態への対応や、教員の事務量軽減などのため、全校に確保すること。共同実施を導入せず、当面、事務臨時職員の勤務日数を増やすこと。

### 35、学校整備費や備品購入費、消耗品費などの学校運営費を増額すること。その際、校長、教員、事務職員の意見をよく聞くこと。

### 36、校務支援システムは使いやすいシステムになるよう改善すること。

### 37、教員免許更新の研修を、教育委員会で開催すること。

### 38、教職員の労働安全衛生関係については、

- ①実効性のある労働安全衛生委員会を確立すること。
- ②メンタルヘルスケアのための、巡回カウンセラーなどを実施すること。

## 第4節 学校の施設整備について

### 1、一般の施設整備については、

- ①一般改修については、学校長の求めにすみやかに応じること。
- ②洋式トイレを増やすこと。あわせて、温水洗浄便座を導入すること。また、出入口が男女共用のまま残っているところは、大規模改修、耐震改修の機会をとらえて改善すること。
- ③給食用のリフト、プールの浄化装置を点検し、改修すること。
- ④小学校の校庭の「土」化、芝生化をすすめること。
- ⑤教職員のために、女性の休憩室、男女別の独立したトイレと更衣室を設置すること。

### 2、学校改築に関しては、

- ①将来、特別教室や少人数教室の不足など教育条件の不平などが生じないように、十分な余裕教室を確保すること。
- ②エコスクール、芝生化などに対する補助制度の充実を国、東京都に求めること。
- ③スーパーリフォームや大規模改修推進を視野に入れ、全体計画を立案すること。
- ④住民・教職員・児童生徒参加で、あるべき学校像を定め、建築構想、設計に反映させること。
- ⑤シックスクール対策に万全を期すこと。
- ⑥国の補助基準算定の見直しを求めること。
- ⑦桐ヶ丘郷小学校の改築計画を桐ヶ丘再生・後期計画に位置づけるよう東京都に求めること。

### 3、学校統合後の跡地ならびに教育施設については、

- ①できるだけ教育財産としての活用計画を重視し、安易に民間売却などはしないこと。また直近の学校の校舎改築の際に活用することを前提とすること。
- ②地区体育館などで活用されている体育館は残すこと。
- ③暫定開放については、住民要望に応えること。

### 4、アスベスト対策については、

- ①解体時における除去工事に万全を期すこと。
- ②工事にとまなう国、東京都の財政支援を求めること。

## 第5節 生涯学習・スポーツ振興について

### 1、図書館については、

- ①全地区図書館に正規職員を配置し、計画的に司書を育て、特色ある図書館をめざすこと。
- ②すべての図書館のレファレンス機能の充実、利用時間を延長すること。
- ③障がい者コーナーの新設や視覚障がい者への対面朗読サービスを拡充すること。
- ④福祉施設や医療機関などへの図書館出張サービスを実施すること。

### 2、赤羽西図書館のバリアフリー対策を急ぐこと。

### 3、50年ぶりに改定したスポーツ基本法の理念を高くかけ、北区健康・スポーツ宣言をおこなうこと。

### 4、スポーツ施設全般については、

- ①利用料や夜間照明料金、駐車場料金は値下げすること。
- ②スポーツの森公園「赤羽サッカー場」や北運動場は、年末・年始も利用できるようにすること。また、スポーツの森公園駐車場の遮断機を移動するなど安全対策を強化すること。

### 5、（仮称）赤羽体育館建設については、住民の要望を十分に反映させること。

### 6、北運動場については、透水性の向上、ホコリ対策などから「ロング・パイル方式」の人工芝の運動場として整備し直すこと。また、照明を明るくすること。

### 7、西が丘ナショナル・トレーニングセンターの諸施設は、可能な限り一般利用に供すること。陸上競技練習場は、地元陸連などに定期的に一般開放をさせること。周辺に更衣室などを整備すること。

### 8、隣接住居もなく、交通至便な条件にある福田小学校にナイター設備を設置し、夜間一般開放すること。また、消防団の訓練所としても活用すること。

### 9、スリー・オン・スリーやフットサル場、ローラースケート、スケートボード場を増設すること。

## 第6節 平和北区の実現を

- 1、日本国憲法9条を守ること。また、解釈改憲による集団的自衛権の発動を許さないこと。
- 2、国民の思想・信条の自由をおびやかし、集団的自衛権の発動と表裏一体の秘密保護法は、制定を許さないこと。
- 3、（仮称）「北区平和条例」を制定すること。
- 4、北区平和都市宣言を「北区非核平和都市宣言」に改正し、非核自治体協議会への参加をすみやかにこなうこと。
- 5、以下の点を国に求めること。
  - ①自衛隊の海外派兵は全面的に禁止させること。
  - ②国家補償による被爆者援護法を制定させること。
  - ③沖縄へのオスプレイ配備に抗議し、ただちに撤去を求めること。
  - ④米兵による女性への性暴力や中学生に対する暴力に抗議すること。
  - ⑤日本軍「慰安婦」問題の解決にとりくむこと。
- 6、広島市と長崎市で毎年おこなわれている平和祈念式典に、区民、小中学生、区、区議会の代表を派遣するとともに、沖縄県那覇市などと平和都市交流事業を実施すること。
- 7、「原爆展」は広島市や長崎市と提携し、引き続き北区平和祈念週間に拡充して実施すること。
- 8、区民による被爆体験の聞き取り活動を援助すること。
- 9、双友会への助成金、見舞金を増額すること。
- 10、日中国交回復40年を記念し、飛鳥山の平和の女神像や北とぴあの平和祈念像など、北区の「平和資源」を内外に発信するパンフレットの作成や記念事業にとりくむこと。
- 11、区の発行してきた平和マップなどを活用し「平和の語り部」育成や平和教育をすすめること。
- 12、国民保護計画の発動を許さず、それにもとづく内閣官房からのJアラートの活用はやめさせること。
- 13、自衛隊十条駐屯地については、
  - ①グラウンド一般開放を復活させること。
  - ②ヘリコプター利用は「月1回程度」との約束を守らせると同時に、騒音対策をたてさせること。
  - ③東京都の「避難場所」として復活させること。
- 14、自衛隊のレンジャー部隊による市街地での訓練には協力しないこと。
- 15、北区の防災訓練に自衛隊の参加を要請しないこと。



- 16、情報保全隊による「市民監視」のなかで、北区議会議員の諸活動が監視されていたことに対しては、北区としても抗議の意思を示すこと。
- 17、横田基地へのオスプレイ配備および、米軍の原子力艦船の東京湾配備をやめるよう国にはたらきかけること。

## 第7節 男女共同参画をめざして

- 1、クォータ制の導入などで、各種委員会や審議会での女性の構成比率を高めること。
- 2、DV（ドメスティックバイオレンス）の相談については、関係機関との連携をさらに強めること。また、DV被害者が公的住宅に入居できるよう、東京都とともに体制を整えること。
- 3、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、民法の改正を国にはたらきかけること。
- 4、同一労働・同一賃金の原則を確立し、男女格差の是正、法定労働時間の厳守、最低賃金の引き上げ、ワークライフバランスの改善などを関係機関にはたらきかけること。

## 第8節 消費者施策について

- 1、「ワンクリック商法」や「ほめあげ詐欺」などを防止するために、関係機関と力を合わせる  
こと。悪質なリフォーム業者や浄水器の訪問販売、電話による投資誘導などからの消費者保護対策を強化すること。
- 2、消費者保護のためにクレジット会社の責任を明確にするよう国に求めること。
- 3、消費生活センターについては、
  - ①相談員を増員し、正規化をはかること。
  - ②休日、夜間も対応できるようにすること。
- 4、消費者行政審議会を区民参加でたちあげること。

## 第3章 東日本大震災、福島第一原発事故をふまえて

### 第1節 原発からの即時撤退・再生可能エネルギー促進

- 1、国と東京都に原子力発電からの即時撤退と、再生可能エネルギーへの政策転換を求めること。
- 2、北区として原発からの即時撤退の立場を明確にし（仮称）北区再生可能エネルギー推進条例を制定すること。
- 3、「北区環境基本計画」の見直しは、脱原発、再生可能エネルギー推進の立場を明確にして区民参加で実施すること。
- 4、みどりの環境情報館を再生可能エネルギー、省エネルギーなどに関する情報発信拠点としても活用すること。
- 5、学校・保育園・区営住宅など、区有施設での再生可能エネルギー導入を計画化し、東京都やUR住宅の大規模改修や建て替えにあたって、太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的導入をはたらきかけること。
- 6、民間住宅やマンション管理組合、中小企業での普及を推進するため、再生可能エネルギー機器設置の初期費用ゼロをめざし、基金や特別融資制度の創設、補助限度額・補助率の引き上げ、制度の区民周知などを促進すること。
- 7、固定価格買取制度の改善を、政府や東京電力に対してはたらきかけること。
- 8、区内中小企業の再生可能エネルギー研究開発への支援を強化すること。
- 9、学校や公共施設におけるLEDへの切り替えを計画的にはかること。また、LED導入の補助金については、障がい者施設を含めた民間事業所や区民へ対象を拡充すること。

### 第2節 放射能汚染から子どもと区民を守るために

- 1、区内の空間放射線量の把握と対策については、
  - ①小・中学校、保育園、幼稚園、公園などの複数ヵ所、雨や風で集まる場所の測定を継続的に実施し、公表するとともに、基準を超えた場所は直ちに対処（清掃、除去、徐染）すること。
  - ②北区として、放射線測定装置を必要数確保し、子どものいる施設への配備や、区民貸し出しができるようにすること。
  - ③除染費用については、国や東電が責任をもつよう求めること。
  - ④必要な場合は土壌を採取し、ベクレル検査をおこなうこと。
- 2、給食など、食品の安全確保については、
  - ①食品検査体制の抜本的強化や暫定基準値の引き下げを国や東京都に求めること。
  - ②学校や保育園、幼稚園の給食の放射線量測定は、調理前の食材検査にも広げ、検査回数やベクレル検査値の引き下げなど、更なる改善をはかること。
  - ③区民が希望により食材の放射線量を測定できるよう区民測定所を設けること。
  - ④中小業者の放射線測定器購入補助をおこなうこと。

- 3、内部被ばくを考慮し、北区の基準、毎時0.25マイクロシーベルトをさらに厳しくすること。
- 4、子どもの被ばくを避けるという視点に立ち、行事や課外授業を見直し、安全対策を講じること。
- 5、子どもの健康管理について、健診・治療体制の確立を国に求めること。

### 第3節 北区地域防災計画および防災対策の拡充

- 1、被害想定については、東京湾北部直下型だけでなく、田端—四谷断層を震源とする場合や、東日本大震災後の新たな知見をいかすよう国や東京都にはたらきかけること。また、東京都の被害想定では北区が従来より被害が減じるとされているが、対策はゆるめることなく推進すること。
- 2、原子力災害時における放射線対策について、情報提供や危機管理体制、健康管理などの対応を明記すること。
- 3、地震時の同時多発火災発生防止、延焼防止のための、消防水利の再整備、初期消火活動の訓練、強化のための自主防災組織の支援をさらに強めること。
- 4、帰宅困難者対策については、
  - ①東京都やJRをはじめ事業者と連携し、情報の共有・安全確保・備蓄物資の確保をすすめること。
  - ②災害時要援護者については、保護者、家族の帰宅まで、保育園・幼稚園・学校、介護施設・障がい者施設などで保護すること。また、保護者などが迎えに来るまでの対応のため、人手を確保するとともに、職員の宿泊場所や、備蓄の確保をおこなうこと。
- 5、区民一人ひとりが、自分の命を守るためにどう行動したら良いのか判断できる、実践的な防災教育、啓発・広報活動に自主防災組織とともにとりくむこと。
- 6、学校教育と連携し、避難所運営も含め、子ども達が主体的にかかわれる防災教育を実施すること。国に対し標準カリキュラムに組み込むようはたらきかけること。
- 7、大規模救出救助活動として、自衛隊の災害活動拠点を「赤羽スポーツの森公園」から陸上自衛隊十條駐屯地に変えるようはたらきかけること。
- 8、被災に応じて区民が自ら行動できるよう、区民と協働し、地域ごとの防災マップを作成すること。
- 9、防災無線の整備については、
  - ①全地域調査の結果を分析し、必要な箇所にはスピーカー増設など改善を促進すること。
  - ②より高性能な防災ラジオへの切り替えを検討すること。
- 10、一時集合場所、避難広場、避難所、福祉避難所、予備避難所などの名称変更を、区民にわかりやすく周知すること。
- 11、避難所については、
  - ①津波などを想定し見直しをはかり、高層建築物の緊急避難場所としての活用も検討、協議する

こと。

- ②学校など避難所となる施設の、電気・水道などライフラインの耐震化を特別に強化すること。また、避難所となる施設の建て替えにあたっては、プールの屋上設置、非常用電源として活用できるソーラー発電などの設置を促進すること。
- ③遊休施設も含め52カ所すべての運営体制に万全を期すとともに、避難所運営訓練を実施すること。
- ④避難所においても、手話通訳者やガイドヘルパーなど、災害弱者への対応を準備すること。

12、福祉避難所については、区民に周知徹底するとともに、協定を結んだ各施設の人員や備蓄品への要望に応える体制整備を計画化すること。

13、予備避難所については、ふれあい館などにおける専門職員の人的体制や福祉用具、備蓄物資の確保を計画化すること。

14、区民などへの情報提供については、最新のIT手段の他、掲示板、紙媒体での提供の充実や、ミニFM局開設をおこなうこと。

15、災害時要援護者、見守りの必要な人々などについては、

- ①名簿の管理・活用についてのマニュアルなどを示すこと。
- ②防災行動マニュアルを全区民に普及すること。
- ③関係機関、自主防災組織と、要援護者およびその家族との協議をもつこと。
- ④障害者への周知を積極的にすすめ、登録をうながすこと。

16、情報弱者や外国人への防災講座や訓練を実施すること。

17、災害医療の充実については、

- ①北区医師会をはじめとした関係機関と、災害医療（原発事故対応を含め）時に関する協議をすすめ、3地域に拠点となる病院を確保するとともに、救護所確保の体制整備、復旧計画をたてること。
- ②避難所における医療体制、地域への巡回診療などについても医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と協議すること。
- ③東京北社会保険病院は災害拠点病院として、さらなる整備拡充（ドクターヘリ、ドクターカー、井戸など）を国、東京都に求めるとともに北区としても支援すること。

18、災害用深井戸（災害用給水所）については、

- ①カギの管理をふくめ、区と自治会およびURなどとの協議をおこない「災害時の対応について」の協定を締結すること。
- ②災害時に飲料水として、ただちに活用できるように整備すること。
- ③定期的な水質検査をこまめにおこない、自治会など関係者に公表すること。

19、災害時における公衆浴場の井戸使用に関して、水質検査や非常電源設備の設置など具体的な運用の方向で協定の見直しをおこなうこと。

20、罹災証明書の発行や家屋住居の被害状況調査は、大規模な被害や区職員・地元建築士などが被災しての人手不足も想定した特別体制を検討すること。

- 21、市街地復興および生活復興の両震災復興マニュアルについては、案の策定後に、全自主防災組織での再検討をおこなった上で成案化すること。
- 22、公共的施設の耐震改修については、
- ①保全改修計画に沿っていっそう促進すること。
  - ②私立の学校・保育園・幼稚園・障がい者施設などについての改修支援を強化すること。
  - ③公共ならびに民間建築物の耐震診断・耐震改修促進のために、国および東京都に抜本的な補助引き上げをはたらきかけること。
  - ④万年塀の耐震改修を急ぐこと。
- 23、民間住宅の耐震改修促進助成については、
- ①共同住宅、非木造住宅も対象とし、簡易な耐震改修や既存不適格住宅にも幅広く適用すること。
  - ②限度額の抜本的増額や高齢者や障がい者への助成額上乘せをおこなうこと。
  - ③室内シェルターの設置について周知徹底につとめ、積極的活用をはかること。
- 24、急傾斜地や、造成地盤、液状化など地盤被害の起こりやすい場所の調査、改修を支援する助成制度や学習会の開催、業者の育成や、危険度の周知徹底を強化すること。また、狩野川台風の際に、国費で北区が修繕した赤羽北3丁目をはじめとする区内各所の民有の崖について、北区として調査するとともに、改修できるよう国、東京都に制度創設をはたらきかけること。
- 25、新規の宅地造成については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域を指定すること。あわせて、最新の科学的知見を踏まえた技術指針や販売規制の強化を、国や東京都に求めるとともに、北区としてもそうした知見を身につけること。
- 26、東京都が実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」については、地元住民が反対する計画を無理に押し進めることはやめ、公園・樹林地・ある程度の耐震防火建物群など延焼防止機能のあるところは計画から外す、初期消火などコミュニティの防災機能を高めるなど真に防災対策に資するものとする。また、代替え地やコミュニティ住宅確保など生活再建のための十分な補償をおこなうこと。
- 27、高層団地の安全対策については、関係機関との連携や協議を十分はかること。特に団地の自治会および管理組合との協議・訓練を実施すること。
- 28、家具転倒防止器具の取り付け助成については、住宅の実態に応じたメニューの選択幅を拡げ、通年実施に改善するとともに、高層住宅、低所得者など、助成対象を拡大すること。
- 29、住宅用火災警報機については、引き続き災害弱者への取り付け助成をおこなうこと。
- 30、被災者生活再建支援制度の抜本的改善をはかり、住宅再建や生業支援について国に法改正を求めること。
- 31、集中豪雨対策については、
- ①時間75mm対策を促進するとともに、100mm対策に踏み込むよう国や東京都にはたらきかけること。
  - ②民間、公共を問わず既存の大規模建築物について、透水性舗装、雨水マス、地下貯水槽などの増設を指導・誘導すること。
  - ③JR高架からの流水対策を徹底するようJRに求めること。

- ④赤羽駅周辺の地下街、半地下建築物、地下駐車場、地下鉄など、地下構造物への浸水対策を強化すること。
- ⑤環八通りなどの幹線道路の対策を関係機関とともに強化すること。
- ⑥赤羽台3丁目、地下貯留管の工事を安全に進めるとともに、液状化対策に万全を期すこと。
- ⑦住居への止水板の整備を誘導すること。
- ⑧自主防災倉庫には土嚢や簡易ポンプなどの整備をはかること。
- ⑨大規模団地の建て替えに際して、集中豪雨対策を盛りこむようはたらきかけること。

### 32、石神井川の水害対策については、

- ①2010年7月5日の水害被害について、東京都と首都高の責任の所在を明らかにし、住民被害への補償をおこなうこと。
- ②石神井川下流に負担がかからないよう、上流での調整池整備、下水道・排水機能、開発規制など総合治水対策を進めること。
- ③石神井川付近での地下調整池設置を促進すること。
- ④現在の溝田橋下流の計画護岸高を緊急補強護岸高の6mとして隅田川合流地点まで整備すること。
- ⑤北区HPでの「水位情報」には、板橋・練馬地域での降雨情報も掲載すること。
- ⑥滝野川5丁目の石神井川に架かる観音橋付近の慢性的溢水対策を抜本的に改善すること。

### 33、荒川の氾濫時の対応については、国や東京都と情報を共有し、早急に対策を検討すること。

# 第4章 安全で快適なうるおいのあるまちづくりを

## 第1節 まちづくりの基本について

1、「（仮称）北区まちづくり条例」を住民参画で策定すること。

2、都市計画道路については、

- ①昭和20年代から今日まで放置され続けてきた都市計画道路については、あらためて住民参画のもとに見直し、住民合意のある計画道路のみ事業化を促進すること。
- ②生活再建が可能となるよう補償制度の抜本改正を求めること。
- ③補助87号線（帝京病院前から北区に至る計画道路）のように、東京都によって恣意的な道路線の変更などが図られた路線については、当初決定通りの計画線に戻して事業を進めること。
- ④都市計画道路事業化にあたっては、すべて環境アセスメントの実施を絶対条件とすること。

3、特定整備路線については、以下の点を東京都にはたらきかけること。

- ①都市計画および事業化の是非そのものを、住民参画で見直すこと。
- ②補償制度の抜本的改定と生活再建策を具体化すること。
- ③延焼遮断効果のあるところは特定整備路線から外すこと。
- ④木造住宅の耐震化や消防水利の耐震化を優先させること。
- ⑤土地収用など強制的な手段を行使しないこと。

4、北区が早期に景観行政団体となるとともに、それにふさわしく景観条例の見直しをおこなうこと。

5、区内の国有地については、財政負担の少ない方法で区有化をすすめること。

6、都立産業技術研究所の跡地については、住民参画で活用法を検討すること。

7、都市計画マスタープランについては、引き続き以下の諸点の実現につとめること。

- ①若者世帯の定住化と、高齢者の居住継続、居住水準と居住環境の向上と産業の活性化をめざすものとする。
- ②公営住宅など低所得者向け住宅を拡大すること。
- ③高度利用規制を強化すること。
- ④地域ごとに、特別養護老人ホーム、地域密着型介護施設（グループホーム、ケアハウス、小規模多機能施設）や、防災や子どもの遊び、若者や高齢者のスポーツと健康増進のためにオープンスペースの確保などの公共施設の確保目標を設定すること。
- ⑤埼京線の立体化は、地下化を基本とすること。
- ⑥「生物多様性基本法」に基づく施策を盛り込むこと。
- ⑦都市型集中豪雨に対する施策を盛り込むこと。
- ⑧身近な公共交通として北区全域のコミュニティバスの路線拡大をはかること。

8、中高層建築物の紛争予防条例、および居住環境指導要綱については、

- ①「近隣住民の同意」の尊重を明記すること。
- ②「隣地境界との距離」「各住戸の専有面積」も含む、計画図書の提供義務を盛り込むこと。
- ③「周辺地盤への影響防止の手だて」を義務づけること。
- ④地下室マンションの規制を盛り込むこと。

## 9、地区計画については、

- ①絶対高さ制限を導入する区域を増やすこと。
- ②ワンルームマンションの建築禁止区域を設定すること。
- ③住民に制度を周知徹底すること。

10、学校、幼稚園、出張所などの跡地利用にあたっては、一般参加のワークショップを開催するなど住民要望を十分に反映し早期活用をはかること。当面、暫定利用を推進すること。

11、道路建設は住民合意を前提とし、透水性舗装や街路樹、キララ舗装などを増やすこと。

## 第2節 快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを

1、北区住宅マスタープランについては、引き続き以下の点の実現につとめること。

- ①居住権の保障をめざすものとする。
- ②単身者、低所得者対策強化の視点で見直しをおこなうこと。
- ③低所得者、若者、子育て家族、高齢者世帯のための公共賃貸住宅供給計画を拡充するとともに、家賃補助制度を確立すること。
- ④民間賃貸住宅の良好な居住水準と住環境の確立を誘導する建築助成制度、共同化支援制度を確立すること。
- ⑤マスタープランに盛り込まれた高齢者向け優良賃貸住宅については、整備目標を達成できるよう努力すること。

2、シルバーピアについては、

- ①契約が終了するシルバーピアは、独自補助による契約更新や他の高齢者住宅への転用を支援するなど、オーナーとの十分な協議をおこなうこと。
- ②入居者が居住継続を希望する場合は、家賃補助などの支援を検討すること。
- ③区営シルバーピア建設の際は、潜在需要を見込んで、戸数増をはかること。

3、住宅支援給付事業などを居住の貧困を解決する一般制度として拡充するよう、国に求めること。

4、「脱法ハウス」（違法貸しルーム）については、

- ①実態把握をすすめ、適切な建築指導をおこなうこと。
- ②関係機関と連携し、入居者に対する十分な相談活動をおこなうこと。
- ③入居者の居住保障、住宅確保を積極的にこなうこと。

5、区営住宅については、

- ①管理業務の指定管理者を直営に戻すこと。
- ②東京の生活実態にあわせて、収入基準を引き上げること。
- ③建替え、新築をおこない戸数増をはかること。
- ④若年ファミリー向け住宅供給をおこなうこと。
- ⑤建て替えにあたっては、単身用1DK住宅については、居住水準を引き上げること。また高齢者が安心して住めるよう、見守り体制の整備、24時間LSAの配置とともに、玄関側の窓設置、風呂場や内カギなどを改善すること。
- ⑥エレベーターの設置を急ぐこと。
- ⑦東京の生活実態にあわせて、収入基準を引き上げること。



6、区民住宅については、管理業務の指定管理者を直営に戻すこと。また、家賃は据え置くこと。

7、都営住宅については、以下の点を東京都にはたらきかけること。

- ①新規建設を再開するとともに、空き家住宅については積極的に公募すること。
- ②老朽化した住棟の耐震補強を、計画的に進めること。
- ③都営住宅の指定管理者については、民間不動産会社の導入をおこなわないこと。
- ④エレベーターの設置を急ぐこと。
- ⑤東京の生活実態にあわせて、収入基準を引き上げること。
- ⑥高層住宅棟には、各階に災害用備蓄ができるようスペースを確保すること。
- ⑦廊下、階段など高所にある街灯の取り換えは、公社による管理とすること。

8、都営・区営住宅の名義承継については、

- ①現行の承継制度は撤回すること。
- ②当面、第2親等までは認めること。
- ③緊急対策として、低所得者、住宅困窮者の特例範囲を広げること。
- ④都営・区営の入居基準を満たしながらも承継を認められなかった世帯には、生活保護、障がい福祉などあらゆる施策を活用し居住権を保障すること。

9、都営住宅の建て替えにあたっては、

- ①関係住民への徹底した説明と、住民合意のない一方的なスケジュールを強制しないなど、住民参画を基本とするよう東京都に求めること。
- ②单身用1DK住宅については、1LDKにするなど居住面積を35㎡以上に引き上げること。また高齢者が安心して住めるよう、見守り体制整備、24時間LSAの配置とともに、玄関側の窓設置、風呂場や内カギなどを改善すること。
- ③若年ファミリー向け住宅やシルバーピアの建設など多世代が交流できるようにすること。
- ④引越費用を実態に見合うよう引き上げ、移転経費を入居者に負担させないこと。とりわけ、高齢者、低所得者世帯については、粗大ゴミ処理費、引っ越し費用、電気機器取り外し経費など、実費弁償とすること。

10、桐ヶ丘団地建て替え後期計画策定にあたっては、住民参画をつらぬき、東京都とともに以下の住民意見や要望を盛り込むこと。

- ①桐ヶ丘中央公園を分断する区道新設計画は見直し、歩行者優先の団地内通路として整備すること。
- ②桐ヶ丘中央公園の樹木を保全し、自然とのふれあい活動の場を保障すること。
- ③旧桐北小跡地の高層住棟計画は、風害防止と災害時における要援護者対策の視点から低中層住棟に見直すこと。伐採した校庭の樹木にみあった復元計画を示し、緑化を推進すること。伐採をまぬがれた樹木は保存すること。地域開放型集会施設をつくること。介護デイサービス、シルバーピア、障がい者用住宅、高齢者や障がい者に配慮した住宅とすること。利用しやすいごみ集積場所を配置すること。
- ④桐郷小南側の住棟計画は見直すこと。桐郷小の建て替え用地確保のため、機を逸しなよう、早急に東京都と協議すること。
- ⑤孤独死をなくすためにも、通路側に窓のない1DKタイプ居室は抜本的に見直すこと。
- ⑥在宅介護に必要な居住スペースの確保、桐ヶ丘団地診療所の建て替えや特養ホーム増設など、医療と介護の連携施設整備を推進すること。
- ⑦地域振興室、風呂付きいきいの家、ホールを備えた区民センターを早期につくること。
- ⑧若年ファミリー層の入居促進で、多世代交流をすすめること。
- ⑨太陽光発電、コジェネレーションシステムで再生可能エネルギー活用モデル団地とすること。
- ⑩既存の高層住宅棟には、階ごとに災害用備蓄ができるよう東京都に求めること。

⑪桐ヶ丘遺跡の調査報告、資料公開をすること。

**11、都営神谷2丁目アパートの建て替えについては、以下の点を東京都に求めること。**

- ①全体計画を早期に、全ての住人に分け隔てなく周知するとともに、居住者の要求をくみあげる期間を十分とること。
- ②エレベーターの台数など設置基準を安全・利便のため改善すること。

**12、王子本町3丁目都営アパートの第2期建て替えにあたっては、計画通り進捗できるようきめ細かな対応を求めること。**

**13、公社赤羽窓口センターの夜間開設、都住宅供給公社桐ヶ丘出張所の継続を東京都にはたらきかけること。**

**14、赤羽西5・6丁目の都営・区営住宅のエレベーター設置を促進すること。**

**15、豊島7丁目都営住宅、堀船3丁目第2アパートのエレベーターの設置を促進すること。**

**16、UR（旧公団・都市再生機構）賃貸住宅については、以下の点を国、関係機関にはたらきかけること。**

- ①数次にわたり議会に提出された赤羽台、王子五丁目、豊島五丁目団地自治会の陳情採択により、都市再生機構に提出された「要望書」の実現、とりわけ家賃については値上げ前に戻すこと。
- ②居住者の生活実態を直視し、住宅セーフティネット法、都市機構法付帯決議などを厳守し、その他諸事項の実現をはかること。また、機構賃貸住宅を公共住宅として継続発展させること。
- ③災害、緊急時の危機管理体制の拡充をはかること。
- ④来年4月1日実施に向けた継続家賃値上げの作業を中止するとともに、高家賃を引き下げ、空き家の解消をはかること。
- ⑤当面低所得高齢世帯への家賃減免措置や据え置き制度を拡充すること。
- ⑥子育て世帯への居住支援措置をはかること。

**17、赤羽台団地の建て替えについては、以下の点をURに求めること。**

- ①居住者、周辺住民など関係者の意見を反映すること。「高齢者にやさしいまちづくり」モデル地区にふさわしいまちづくり施策を推進すること。
- ②ヌーヴェル赤羽台第5住宅建設工事車輛ルートの見直しをおこない、さらなる安全対策を求めること。
- ③24時間専門職LSAの複数配置のシルバーハウジング、単身高齢者対応住宅を計画化すること。
- ④崖線のバリアフリー化のためエレベーターを設置すること。
- ⑤12号棟跡地には、自治会や住民が活用できる集合施設を整備すること。
- ⑥高齢者交流サロン、高齢者あんしんセンターなどの介護施設や高齢者福祉施設をつくること。
- ⑦崖線の八重桜、右近桜などの保全や、児童遊園など身近な公園配置を含む、みどり豊かな住環境を拡充させること。
- ⑧36階建ての超高層建築を見直すこと。
- ⑨建物の除却・建設工事に関する騒音、振動、交通、アスベスト対策など、周辺住民や幼稚園、保育園、学校などに配慮した対応をすること。
- ⑩家賃特別減額措置制度を堅持し、若年層にも拡充すること。また、収入基準変更により、同団地内での家賃に格差が生じないようにすること。
- ⑪赤羽台東小学校跡地などには高さ規制をおこない、緑豊かな住環境地区、文教地区との調和をはかること。特養ホームなど高齢者向け介護福祉施設などへの活用をはかること。
- ⑫子育て世代の人口増加と定着のための施策を推進すること。

地区計画策定にあたり、赤羽台西小学校の建て替えに必要な用地確保にむけ、URとの協議をおこなうこと。

⑬東洋大学のキャンパス構想にあたっては、既存樹木や緑道公園を生かした計画とするよう要請すること。

**18、旧北園小学校跡地整備にあたっては、**

- ①住民、事業者をふくむ協議の場をつくり、住民参画をつらぬくこと。
- ②崖地の測量結果を公表し、あらためて住民説明をおこなうこと。
- ③都営桐ヶ丘団地の建て替え地域とも近接することから、校舎の除却をはじめ工事用車両の搬出入ルートの際アセスを実施すること。
- ④災害時における地域連携のためにも、地域開放型集会施設やオープンスペースを確保すること。

**19、豊島五丁目団地内からバス停まで、可能な限り点字ブロックを敷設すること。**

**20、豊島五丁目団地でモデル実施している豊島高齢者あんしんセンターのランチについては、予算措置も講じ、本格実施をおこなうこと。**

**21、西ヶ原1丁目のURによる開発については、以下の点をURにはたらきかけること。**

- ①周辺地域環境を維持改善する計画とすること。
- ②周辺の高層住宅との関係で風害などが増大しないよう十分な配慮をおこなうこと。
- ③本郷通り沿いの旧公団住宅跡地は、分譲マンションとせず、周辺住民と協議して計画づくりを進めること。

**22、区画整理事業や密集事業など都市計画事業区域内での小規模賃貸住宅建設、共同建築、高齢者向け賃貸住宅建設、グループホームなどの住宅建設への助成を事業化すること。**

**23、「サービス付き高齢者向け住宅」については、**

- ①低所得者が入居できる家賃、利用料とすること。
- ②介護施設整備や介護サービス整備もいっしょにすすめること。
- ③民間まかせにしないこと。

**24、公営住宅に入れられない入居資格者に、民間住宅への入居保証人確保、家賃補助、更新料補助などの支援の制度をつくること。**

**25、高齢者の民間賃貸住宅入居支援（斡旋制度の復活、入居保障制度の充実、生活支援ネットワーク、介護事業所との連携など）の充実を進めること。**

**26、ファミリー家賃補助については、**

- ①さらに周知徹底をはかること。
- ②子ども一人以上とするなど対象を広げること。
- ③増額および補助期間の延長を実施すること。

**27、小規模賃貸住宅建築助成の凍結解除などにより、低廉な賃貸住宅供給を促進すること。**

**28、3世代住宅建設助成および親元近居助成の額を引き上げること。**

**29、分譲マンションの諸問題解決については、**

- ①相談窓口を充実し、周知徹底すること。

②バリアフリー改修や耐震改修への助成・技術支援を充実すること。

30、住宅確保が困難な人に対し、公的保証人制度の導入、民間賃貸住宅の住宅情報の提供などの支援をおこなう「居住支援協議会」を設置すること。

### 第3節 環境をまもるために

1、環境審議会の開催数をふやし、環境施策を推進すること。

2、二酸化炭素、フロンなどの排出抑制、緑や水の確保、大気汚染防止の目標を、政府が明らかにした温室効果ガス25%削減目標にあわせて定め、計画化すること。

3、生物多様性については、

①生物多様性基本法に基づく地域戦略や目標、計画を策定すること。

②「（仮称）生物多様性基本条例」を制定すること。

③区民（小中高校生も含む）参加の生物多様性の調査、学習などを、学校教育、社会教育に取り入れ具体的な実践に生かすこと。また、北区としての生物指標を定めること。

4、微小粒子状物質PM2.5の環境基準達成の対策を示すとともに、国と東京都にもはたらきかけること。あわせて、大気汚染測定局を大幅に増設しPM2.5の測定を開始するとともに、結果をリアルタイムで公表すること。

5、高速道路王子線の環境対策については、以下の点を首都高速道路株式会社へ求めること。

①TMD（低周波騒音制振装置）設置や埋設型ジョイント設置後の騒音、振動の対策効果について、検証すること。

②堀船供給公社、堀船3丁目マンション付近をはじめ、王子線全線において、遮音壁の延長や頂部に吸音装置を設ける新型遮音壁の設置、高架裏面吸音板の設置や遮音壁に光触媒など新たな対策を強化すること。

③滝野川3、5丁目西巣鴨交差点付近のノージョイント化や制震装置による低周波騒音対策など新たな対策を強化すること。

④本線やランプの沿線で生じている地盤沈下や、家屋・マンションの損傷などに対し、現状復帰を原則として十分な対策をとること。

⑤定期的に、低周波騒音、振動、二酸化窒素、SPMなどの値を公表すること。

6、区内主要道路に騒音、振動、大気汚染などの自動記録装置を設置し、常時測定と集中管理をおこなうこと。また、記録を公表すること。

7、引き続き公用車、雇上車の電気自動車など低公害車への切りかえを促進すること。また、民間事業者の低公害車購入に対する補助制度を関係機関に求めること。

8、新幹線の区内走行における「公害協定」の厳守と在来線の騒音、振動対策の徹底をJRに求めること。

9、区内4河川の水質浄化のために、

①浚渫（しゅんせつ）など関係機関にはたらきかけ、定期的実施すること。

②とりわけ王子駅南口下流の石神井川については浚渫回数を増やし、スカム対策を強化すること。

③JRと東京都の責任を明確にし、悪臭対策、水質浄化策を東京都やJRとともに推進すること。

④親水機能を含めた周辺環境整備についても、東京都や関係機関とともに推進すること。

#### 10、豊島5丁目団地のダイオキシン類土壤汚染問題については、

- ①北区が敗訴したダイオキシン対策費裁判について、企業側に対策費の再請求訴訟をおこなうこと。
- ②覆土対策後のリスク管理について万全を期すこと。

#### 11、学校以外のアスベスト対策については、

- ①区内公共施設の解体時におけるアスベスト撤去工事に万全を期すこと。
- ②撤去工事にかかわる国や東京都の補助制度を拡充するよう求めること。
- ③関係機関と協力し、改めてアスベスト実態調査をおこなうこと。
- ④分譲マンションに限らず、個人住宅、共同住宅を問わず、リフォーム、解体時にアスベスト調査を義務づけること。
- ⑤民間の撤去費用の助成を実施すること。

#### 12、区内の河川敷や公園に、人と犬とが共生できる「ドッグラン」を整備すること。

#### 13、街路樹、屋上や壁面の緑化、公園の拡大を進めるとともに、公共施設の改築にあたって、樹木の伐採をおさえ、緑被率を高めること。

#### 14、東京都に対し、都電軌道敷内の緑化をはたらきかけること。

### 第4節 リサイクル促進と清掃事業の充実を

- 1、家庭ゴミの収集を有料化しないこと。
- 2、北区全世帯への戸別収集化を始めること。
- 3、家電リサイクル法にともなう低所得者への補助制度をつくること。
- 4、廃プラスチックを分別・収集し、資源化すること。
- 5、廃棄物の製造者責任明確化のため、「拡大生産者責任」制度をつくるよう国に求めること。
- 6、「エコー広場館」は、7館を目標に増設すること。

### 第5節 利用しやすい交通機関を求めて

- 1、区内鉄道各駅のバリアフリー化を促進するため、以下の点をはたらきかけること。
  - ①全改札口、低地側・高台側とも対象とすること。
  - ②国、鉄道事業者の負担分を増やすこと。
  - ③全駅にホームドア設置を求めること。
- 2、北赤羽駅の赤羽口にエレベーターを設置すること。

- 3、赤羽駅構内の「エキュート赤羽」については、JR東日本に以下の点を求めること。
  - ①ラッシュ時、災害時などの利用者の安全確保について検証し、通路を広げるなどの改善をおこなうこと。
  - ②エキナカ商店街の出店による地元商店街への影響を継続的に調査すること。
  - ③構内に公衆トイレを増設すること。
- 4、十条駅上り線ホーム赤羽駅方面寄りに、改札口を増設するよう求めること。
- 5、東十条駅南口改札内をバリアフリー化すること。その際、地蔵坂跨線橋の架け替え並びに人工地盤の設置による、駅前広場の確保など、抜本的な駅周辺対策をたてること。
- 6、都バス、豊島五丁目団地発、赤羽東口（王子）行きの始発時間を早めるようはたらきかけること。
- 7、王子駅については、
  - ①中央口と北口をつなぐ歩道など、アクセスを改善すること。
  - ②南口のエレベーター設置を検討すること。
  - ③南口の利用時間を、元にもどすこと。
- 8、田端駅高台側バリアフリー化再検討にあたっては、擁壁の安全性確保に万全を期し、自転車利用も考慮した最適の方法を見いだすこと。
- 9、板橋駅のバリアフリー化を急ぐこと。
- 10、都営地下鉄西巢鴨駅出入口を滝野川5・6丁目にも設置するよう求めること。
- 11、コミュニティバスについては、
  - ①区内全域にわたってルートの新増設に踏み切ること。
  - ②シルバーパス、障がい者パスなども使用できるようにすること。
  - ③JRや駅前広場などに、わかりやすい表示を設置すること。
  - ④安全運行体制には万全を期すこと。
  - ⑤車両を無公害ないしは低公害車にすること。
  - ⑥住民合意で乗り継ぎの改善、上中里駅乗り入れ、バス停の位置の改善などをおこなうこと。
- 12、各駅周辺の自転車駐輪場については、
  - ①鉄道事業者の責任で整備させること。当面、設置場所の提供を強力に求めること。
  - ②北赤羽駅浮間口周辺の駐輪対策を講ずること。
  - ③赤羽駅周辺の駐輪対策を急ぐこと。
  - ④東十条駅北口については、新幹線の高架下活用、跨線橋の拡幅などで駐輪場を増やすこと
  - ⑤王子駅北口については、音無親水公園右岸花畑上部に、上下2層の駐輪施設を整備すること。
- 13、大型店のほか、一定の集客力をもつ事業者に対しても自転車駐輪場の設置義務を明確化させること。
- 14、コイン式駐輪場を引き続き増設すること。
- 15、一定割合で自動二輪の駐車スペースを確保すること。

## 第6節 通行の安全・安心対策の充実を

### 1、自転車の安全な利用をはかるために、

- ①あらゆる機会を捉えて、自転車利用者の技術とモラルの向上につとめること。
- ②交通安全協議会を抜本的に改変し、たとえば自転車専門部会などを設置するなど機能を強化すること。
- ③車道、歩道と分離した自転車専用レーンを可能なところから整備すること。
- ④3人乗り自転車に対する助成制度を拡充し、貸し出し制度を創設すること。

### 2、利用実態をふまえ歩道橋の必要性を見直し、以下の地点を重点として横断歩道を設けるよう関係機関にはたらきかけること。

- ①桐ヶ丘赤羽台歩道橋
- ②稲赤歩道橋
- ③環七通り馬坂交差点歩道橋
- ④北本通り王子3丁目交差点歩道橋
- ⑤明治通り溝田橋交差点歩道橋の豊島側

### 3、商店街の解散による街路灯の廃止については代替策を講じること。

### 4、交通標識は見やすいものに改善し、必要に応じて増設するようはたらきかけること。

### 5、バス停付近の道路面の改修をおこなうよう第六建設事務所とバス事業者にはたらきかけること。

## 第7節 各地域のまちづくりの課題について

### 1、人口増加の浮間西地域に児童館を整備すること。

### 2、浮間区民センターの建て替えを計画すること。その際、区民の要望や意見を取入れること。

### 3、浮間、赤羽北地域の埼京線・東北・上越新幹線の高架下の豪雨対策、高架の耐震対策をJRに求めること。

### 4、旧西浮間小学校活用計画については、再度住民説明会を開き意見や要望を取入れ区民や地域のための活用とすること。

### 5、浮間さくら荘移転にともなって、建物の後利用は区民要望や地域の不足施設などに活用すること。

### 6、浮間舟渡駅北口にミニ駅前広場を整備すること。

### 7、赤羽北2丁目、北赤羽駅周辺の信号を「待ち時間表示式信号機」に替えるよう、関係機関にはたらきかけること。

### 8、赤羽北2丁目、旧東京田辺工場跡地を公園用地として取得すること。

9、赤羽駅西口周辺については、

- ①交通渋滞解消のため、さらに改善をすすめること。
- ②臭気や雨水対策など、改善を急ぐこと。
- ③花壇・緑地の定期的な手入れとともに、「花・みどり」の北区にふさわしい駅前整備をおこなうこと。
- ④西口ひろばの喫煙所は、通学・通勤者の受動喫煙防止に配慮し、移設すること。
- ⑤インターロックの凸凹を改善すること。

10、荒川の堤防に、スロープで上り下りできる箇所を増やすこと。

11、赤羽駅発、東京北社会保険病院行きバス路線を浮間舟渡まで延長するなど、浮間地域からのアクセスを改善するよう国際興行バス会社へ求めること。

12、荒川防災ステーションに公衆トイレを設置すること。

13、北赤羽・浮間舟渡に埼京線快速の停車をはたらきかけること。

14、環状エイトライナーを建設すること。

15、荒川・新河岸川の浄化と親水護岸の整備をすすめること。

16、浮間公園の池の水質向上とアオコ対策を強化すること。

17、浮間水再生センター施設上部公園整備における北区立新河岸東公園の拡張にあたっては、

- ①周辺緑地化をすすめること。
- ②避難場所としての活用を北区防災計画に位置づけること。
- ③津波などの水害に備え、浮間水再生センター建物に住民が避難できるよう、東京都に要請すること。

18、特定整備路線補助86号線（赤西）について、以下の点を東京都に求めること。

- ①赤羽自然観察公園、スポーツの森公園を分断する計画は中止すること。
- ②抜本的見直しを視野に入れ、住民と十分な協議をおこなうこと。

19、赤羽西地域における買い物・お風呂難民の実態を把握し対策を講じること。

20、赤羽西1、2、4丁目地域に、ふれあい館のような集会施設をつくること。

21、赤羽西5丁目の印刷局住宅建設計画について、その後の経過を周辺住民に明らかにすること。

22、赤羽台4丁目の赤羽台さくら並木公園は、さくらまつりが実施できるよう助成すること。

23、赤羽北3丁目バス停付近には新たにマンションが建設されたことから、歩道を設置すること。

24、赤羽北3丁目信号機（東京メガシティ前）のところに交番を設置すること。

25、赤羽スポーツの森公園内のふれあい館利用者のため、駐輪場利用時間と場所を改善するこ



と。

- 26、赤羽自然観察公園から赤羽スポーツの森公園、緑道公園一帯をウォーキングコース、ハイキングコースと位置づけ、案内板や距離表示板を設置すること。
- 27、特定整備路線補助86号線（志茂）については、抜本の見直しを視野に入れ、関係住民と十分な協議をおこなうよう東京都に求めること。
- 28、赤羽公園の噴水とその周辺の改修・修繕をおこなうとともに、土砂の流出や違法駐輪の対策をすすめること。
- 29、荒川河川敷の利用にあたっては、新しい利用ルールにもとづいて暴走自転車対策を強化するとともに、バーベキュー施設を有料化しないよう荒川下流河川事務所に申し入れること。
- 30、赤羽会館の耐震工事にあたり、集会室・ホールの代替施設を確保すること。
- 31、なでしこ小学校の複合化計画については、学校関係者や地元住民など住民参加を原則にすすめること。志茂東ふれあい館の移設については、利用者からの意見を尊重し、使用継続も視野に入れて再検討すること。
- 32、志茂子ども交流館については、全世代交流の目的にかなうよう、小学生の利用排除はおこなわないこと。
- 33、赤羽2丁目の旧赤羽警察署用地については、保育園や高齢者施設などに活用できるよう東京都と協議を進めること。
- 34、神谷3丁目柏木神社付近、同1丁目22番地付近の慢性的出水対策をたてるよう関係機関にはたらきかけること。
- 35、東十条地域に公園・児童遊園を計画化すること。
- 36、旧桜田小・中学校跡地の活用計画については、
  - ①公共用地として活用することを求め、民間住宅事業者など民間売却はしないこと。
  - ②防災機能を高め、緑あふれるオープンスペースの確保を中心とすること。
  - ③高齢化などを含め、将来需要に対応する土地資源の確保をはかること。
  - ④地元自治会、町会、地域住民と意見交換しながら、計画策定をはかること。
- 37、十条高台地域のまちづくりについては、
  - ①埼京線十条駅周辺の地下化による立体化を実現させ、鉄道線覆蓋上部を緑道として、防災・避難道路とすること。
  - ②旧岩槻街道（補助83号線）の富士通りから埼京線高架までの区間をすみやかに事業化すること。大幅に歩道を確保し、緑地化すること。環状七号線とは平面交差とすること。沿道の不燃ビルの建設の際は、中高層ビルの建設は避けること。
  - ③ひきつづき、JR東十条駅と旧岩槻街道間のアプローチを計画化すること。
  - ④東十条駅南口は、改札口のバリアフリー化を進め、人工地盤の確保、地藏坂跨線橋・人道橋の掛け替えや、広場の増設にあわせてエレベーターやエスカレーターを中十条側、東十条側に設置すること。その実現にあたっての工事期間の設定や、自動車交通遮断期間の設定などについては、住民からの理解を十分に得るよう努力すること。

- ⑤環状7号線の平和橋掛け替えにあわせて環状7号線を二層化し、平和橋交差点をはじめとする交差点の立体化を一気にはかること。
- ⑥補助73号線は通過交通のためだけの道路であり、多くの住民や商店街が反対をしている道路計画であることから、計画を廃止すること。
- ⑦住民参画の地区計画づくりにおいては、「木密再生事業」の広場や生活道路、6メートルから8メートル幅の補助的道路の確保や地権者間の合意に基づく「集合住宅」の建設を促進し、「未接道敷地」を解消し、不燃住宅化をすすめることを重点とし、いたずらに高層ビルの建設・過密化を促すようなことをしないこと。
- ⑧「木密地域不燃化10年プロジェクト」においてもこの原則をつらぬき、「収用法」の適用など、住民追いだしの強制をおこなわないこと。
- ⑨西口駅前再開発では、ゼネコンや大手不動産業者だけを喜ばせることになる高層ビル建設はしないこと。北区として十分な公共施設整備計画をたてること。地権者に被害を及ぼすようなことが絶対にならないように万全の配慮をすること。地元商店街との競合を避けること。防災対策に万全を期すこと。こうした要件が満たされないかぎりにおいては、計画をすみやかに中断し、現在計画を撤回すること。
- ⑩補助73号線道路建設計画については、これを撤回すること。

38、元豊島避難施設の今後のあり方については、あらためて自治会・町会・スポーツ利用者などの住民要望を反映させること。

39、豊島5丁目団地交番前交差点については、新しく横断歩道を設置するなどの改善を関係部署にはたらきかけること。

40、日本油脂工場跡地再開発計画（豊島4丁目）に関するまちづくりについては、

- ①訴訟など今後の対応について、適時、内容を住民に明らかにすること。
- ②暫定利用が可能になった場合は、住民の要望を反映させ、住民参画でとりくむこと。

41、補助88号線計画の整備にあたっては、

- ①沿線住民の生活再建、営業補償などに区としても誠意をもって対応すること。
- ②バス停車帯を住民合意で早期に設置し、渋滞解消につとめること。
- ③自転車専用道の設置を検討すること。

42、新田橋の架け替えについては、用地買収など、関係住民の意向を丁寧に調査・把握し、地元住民の合意形成をはかること。

43、豊島8丁目遊び場については、区民センターなど公共施設整備をおこなうこと。

44、王子駅周辺まちづくり構想については、関係機関や地元住民との協議と合意を大前提にすること。

45、王子駅南口駅前広場や堀船1丁目周辺のまちづくりについては、

- ①地元住民と十分な協議をおこない、要望を反映させること。
- ②郵便ポスト、公衆トイレなどを設置すること。
- ③高速王子線の高架下を早期に地域住民が活用できるようにすること。

46、堀船下水道第2ポンプ場整備および、堀船1号幹線整備計画については、

- ①旧キリンビール通り、堀船小・中学校前などを通る工事車両の1日あたりの通行台数を減らし、近隣や通学路における、騒音・振動対策、安全対策を万全に講じること。

- ②可能な限り、資材の運搬は隅田川の舟運を活用すること。
- ③工事車両の豊島2丁目通行については、ルートを分散するなど、軽減策を講じること。
- ④工事期間中の騒音、振動、粉じん対策など万全を期すこと。

- 47、板橋駅改良・バリアフリー化にともなう滝野川口の駅施設・利活用検討については、駅周辺の商店街との共存が図れるよう地元との協議を十分つくすこと。
- 48、滝野川1丁目から7丁目に、学校跡地や都営住宅改築などを活用し、特別養護老人ホームを整備すること。
- 49、滝野川7丁目付近歩道の桜並木の根が歩道上に突出しているので、歩行の妨げにならないよう根を削るなどの管理をすること。
- 50、滝野川6丁目の三井不動産による超高層マンションの竣工後も、風害などの環境悪化を招かないよう指導を強化すること。
- 51、飛鳥山から古河庭園前までの本郷通り北側の絶対高さ制限はより低いものに見直すこと。
- 52、補助91号線、81号線の都市計画を廃止し、生活道路網の整備を密集市街地整備とあわせてすすめること。また81号線は、特定整備路線から外すこと。
- 53、補助92号線および田端の土地区画整理計画については、
- ①92号線田端1丁目部分、区画整理残存区域は都市計画を廃止すること。
  - ②補助92号線環状5号線の2（道灌山通り）まで完成するまでは、山手線跨線橋はかけないこと。
- 54、田端1丁目都営住宅跡地を、保育園や高齢者施設用地として活用すること。

## 第5章 区民本位の行財政改革を

### 第1節 北区経営改革プラン、北区公共施設再配置方針の見直しを

- 1、「北区経営改革プラン」「新5か年プラン」を廃止し、「（仮称）北区住民参画条例」の制定をはじめとする住民本位の行財政改革にとりくむこと。
- 2、北区公共施設再配置方針については、
  - ①「今後20年間で施設総量の15%の削減」という目標は撤廃し、基本計画、中期計画など節目ごとに必要な再配置方針をたて具体化をはかること。
  - ②方針の具体化にあたっては、徹底した住民参加の立場をつらぬくこと。
- 3、いたずらに「財政危機」をあおる手法をあらため、各種基金は必要に応じ区民本位に活用すること。
- 4、人減らし最優先の職員定数管理計画を改め、計画的に新規採用をおこなうこと。また、正規職員から非正規にシフトし、常勤代替を加速させる流れは抜本的に見直すこと。
- 5、職員に対して労務管理としての「目標管理」「成果主義給与」を強制しないこと。5年雇い止めの廃止など非正規職員の雇用の安定化と待遇改善をはかること。「官製ワーキングプア」を根絶すること。
- 6、指定管理者制度については、
  - ①公的責任を曖昧にし、サービスの低下、縮減をまねくことにつながる、指定管理者制度の導入、外部化方針は根本から見直すこと。
  - ②現行指定管理者の経営状況、とくに必要な職員の配置、専門職の確保、派遣やアルバイト雇用などの実態をきめ細かく常時把握し、適正な指導をおこなうこと。労働者の賃金体系も把握し「ワーキングプア」をうみだすことがないようにすること。
  - ③モニタリングについては、福祉施設にとどまらず、全ての施設に対して第三者評価を実施すること。
  - ④庁内のモニタリングについては、雇用・労働条件などにも踏み込み、厳格におこなうこと。
- 7、住民税、国保料、保育料などの滞納の徴収については、
  - ①失業、不況、病気など区民の生活実態に十分配慮すること。
  - ②納付相談については、生活保護制度、各種減免制度などの施策を積極的に活用すること。
- 8、住民税、国保料、保育料などの強制徴収については、
  - ①納付相談中、生活再建途上などの理由が明らかな場合、差し押さえはおこなわないこと。
  - ②最低生活を保障する給料・年金・児童手当・就学援助などの振り込みや公共料金などの引き落としを主とする普通預金の差し押さえをおこなわないこと。
- 9、PFIや市場化テストなど、新たな「行革」手法は導入しないこと。
- 10、ふれあい館をはじめとする公共施設の利用料・手数料は引き下げること。
- 11、パブリック・コメントはより多くの区民の意見を集約できるよう改善すること。

## 第2節 区役所庁舎のあり方をめぐって

- 1、新庁舎建設については、候補地の選定から住民の合意形成を大前提にすること。「まちかどトーク」を開くなど説明責任を果たすこと。
- 2、民間大企業への丸投げにつながるPFIの事業手法は採用しないこと。

## 第3節 区民負担の軽減を

- 1、消費税については増税実施の中止と課税売上高の引き上げを国に求めること。また、食糧品、日用品などについては非課税にさせること。
- 2、大企業への特権的優遇税制を廃止するとともに、応分の負担を求めること。そのことを通じて法人住民税の安定的確保をはかること。また、大企業の社会保障関連経費負担を適正に強化させること。
- 3、年金制度については受給年齢の引き上げと受給額の引き下げに反対し、最低保障年金制度の確立、年金受給資格年限の短縮を国に求めること。
- 4、縮小された公的年金控除、廃止された老年者控除、扶養控除の復活を国に求めること。
- 5、税の申告にあたっては、国保料など社会保険料控除のつけおち防止、寡夫（寡婦）控除、医療費控除などの税負担軽減ができることを積極的に周知すること。
- 6、区独自の「障害者控除対象者認定書」の交付により、税負担の軽減となることを、介護保険証や保険料通知書送付の際など、あらゆる機会をとらえ周知すること。
- 7、介護保険料、国保料、後期高齢者医療保険料、住民税については、年金からの天引きによる徴収をやめること。
- 8、王子納税者支援センターについては、
  - ①北区ニュースだけでなく民間紙なども活用し、広報につとめること。
  - ②区の補助金を増額すること。
  - ③確定申告時期などの相談会会場は、北とぴあの地下展示場など広い会場を手当てすること。
  - ④税金相談の対応について、定期的に協議をすすめること。

## 第4節 公正・公平な契約をめざして

- 1、適正な賃金の確保、下請け保護、地元企業育成、談合の防止などをもりこんだ（仮称）「公契約条例」を早急に制定すること。そのために、中小業者や商業組織など区内関係団体に広く呼びかけ、条例制定にむけた検討会を設置すること。
- 2、価格競争だけの入札方式から、総合評価方式の業者選定に切り替えること。
- 3、指名停止基準の強化と損害賠償額の引き上げをすること。

4、不落随意契約はやめること。

5、入札制度を改善するため、

- ①請負業者への見積もり依頼を廃止すること。
- ②発注価格を毎年見直すこと。
- ③不透明な入札業者を公表し、契約から排除すること。
- ④契約業者への「天下り・再就職」の禁止措置を実行すること。
- ⑤契約状況の検査・調査制度を確立すること。
- ⑥委託事務審査委員会の公表など、いっさいの委託、契約経過が公表できるようにすること。
- ⑦区内に支店をおく事業者の実態を明らかにすること。

6、電子入札については、中小・零細企業が閉め出されることがないように、郵便入札と併用するなど十分な配慮をすること。

7、北区が発注する公共調達において、

- ①請負工事、請負事業における雇用および雇用契約実態調査をおこなうこと。
- ②北区、受注業者、労働団体との懇談を実施すること。

## 第5節 自治権拡充、財政権確立のために

1、東京都によるオリンピック開催計画の実行が都民の生活を圧迫しないよう、北区としても万全を期すこと。とくに、オリンピックを口実にした圏央道や外環道など浪費型事業の拡大はやめさせること。巨費の投入となる羽田、成田空港間地下鉄構想などには慎重に対応すること。

2、「道州制」の導入には反対すること。

3、「都区合算規定」を廃止させること。

4、大都市特有の行政需要に応えるため、国に「大都市交付金」を創設させること。

5、東京都、区への補填策をとらぬ国庫支出金の削減をやめさせること。また、影響額完全補填策をとらない補助金の一般財源化には反対すること。

6、都区財政調整制度については、

- ①法人住民税減額に直結してきた大企業減税をやめさせ、元にもどさせること。また、大企業・大資産家に対する特恵的な税制度を撤廃させること。
- ②引き続き都区役割分担の明確化につとめ、東京都による大都市事務負担分をのぞく財調財源は、すべて23区側財源とさせること。
- ③子ども医療費の無料化など、23区共通の要望項目については、東京都の財政支配を排除し無条件に算入化させること。
- ④特別交付金は、都側調整率45%分の中から交付させること。現行5%分についての各区配分結果一覧をすみやかに公表させること。また、使途基準を明確化し、東京都による「垂直調整」の弊害を排除すること。

7、都区のあり方検討委員会の事務事業再配分については、基礎自治体に即する事務事業のみを精査し、その移管に当たっては、東京都の財源より、財源措置をおこなわせることを原則と

すること。また、その決定は、議会側の承認を絶対条件とさせること。

- 8、都区協議会が設置した都区のあり方検討委員会においては、東京都が構想する「大都市経営論」や、23特別区の再編によるあらたな「東京市」創造などに、絶対に迎合しないこと。
- 9、都区協議会については、いわゆる官僚主導による都区協議の場を、秘密交渉の場から傍聴を可とするなど公開の場に変え、議長会をはじめ各区議会が参加できるようにすること。
- 10、区長会のあり方を根本から見直し、その決定権限の明確化と決定経緯の公開、並びに会議録の作成などを義務とさせること。
- 11、都市計画税財源については、
  - ①23区への都市計画交付金は大幅に増額させること。
  - ②23区内都市計画事業などに充当させることを基本に、当該区事業に最優先に適用させること。
  - ③使途基準を都区間で明確化させること。
  - ④都市計画事業などへの財源は都市計画税を主に充てさせ、起債発行額を縮減させること。また、それにとまなう償還財源の財調算定化を縮小させること。

## 第6節 政治倫理の確立について

- 1、「（仮称）北区公務員倫理条例」を制定すること。
- 2、「区政会館」への元区長、副知事などの「天下り」に見られる特権的制度は廃止すること。
- 3、区長退職金を大幅に減額すること。また、区長交際費をさらに縮小すること。
- 4、特別職の専用車を廃止すること。
- 5、区議会議員の費用弁償は廃止すること。
- 6、議会選出監査委員の選任は公正・公平にすること。

## 第7節 外国人の生活・権利擁護のために

- 1、永住外国人の地方参政権の実現を国に求めること。
- 2、無年金の外国人高齢者に対する特別給付金の金額引き上げを求めること。
- 3、中国語、韓国語などで書かれた外国人向けの区政要覧を発行すること。